

令和3年

建設委員会会議録

とき 令和3年8月18日

品川区議会

令和3年 品川区議会建設委員会

日 時 令和3年8月18日（水） 午後1時00分～午後4時45分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 こんの 孝子 君 副委員長 大 沢 真 一 君
委 員 本 多 健 信 君 委 員 芹 澤 裕 次 郎 君
委 員 塚 本 よ し ひ ろ 君 委 員 の だ て 稔 史 君
委 員 西 本 た か 子 君

出席説明員 中 村 都 市 環 境 部 長 末 元 都 市 整 備 推 進 担 当 部 長
鈴 木 都 市 計 画 課 長 竹 田 住 宅 課 長
森 木 密 整 備 推 進 課 長 多 並 都 市 開 発 課 長
中道まちづくり立体化担当課長 河 内 環 境 課 長
藤田防災まちづくり部長 滝澤災害対策担当部長
（危機管理担当部長兼務）
稲 田 参 事 川 口 交 通 安 全 担 当 課 長
（土木管理課長事務取扱）
溝 口 道 路 課 長
（用地担当課長兼務）

○午後1時00分開会

○こんの委員長

ただいまより、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、報告事項、所管事務調査およびその他を予定しております。また、その他において、1件追加で報告を受けることとなりましたため、追加資料を机上に配付させていただきました。

本日もこれまでの委員会と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限とし、所管する議題が終わり次第、ご退席いただきます。

また、議題は都市環境部から部ごとに取り上げ、会議途中で理事者の入替え等も行ってまいりますので、ご了承ください。

緊急事態宣言発令中ということもございますので、本日は特に会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をよろしく願いいたします。

本日は3名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

1 請願・陳情審査

令和3年陳情第39号 「羽田空港のこれから」専用電話番号（0570-××-×××）（ナビダイヤル～有料20秒毎に10円課金）をフリーダイヤル（0120-××-×××）に変えることについての陳情

○こんの委員長

それでは初めに、予定表の1、請願・陳情審査を行います。

令和3年陳情第39号、「羽田空港のこれから」専用電話番号（0570-××-×××）（ナビダイヤル～有料20秒毎に10円課金）をフリーダイヤル（0120-××-×××）に変えることについての陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○こんの委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木都市計画課長

それでは、令和3年陳情第39号に関連し、羽田空港の機能強化について、国が設置します問合せ先、方法等についてご説明いたします。お手元のA4資料をご覧ください。

昨年3月末の羽田新飛行経路の本格運用開始以降、国は記載の3つの方法により、区民からのご意見・問合せ・相談を受け付けております。

1つ目の「電話窓口」につきましては、記載の時間でのナビダイヤルによるコールセンターでの受付以外にも、国土交通省本省および羽田空港事務所、それぞれの所管課でも対応を行っているものでございます。

次に、「メールフォーム」では、より多くの方のご意見を伺うため、ホームページから、日中以外に

も24時間入力可能なご意見入力フォームを設け、受付が行われてございます。

また、3つ目の「ご意見カード」は、国が用意する料金後納コメントカードを、区の都市計画課窓口のほか、地域センター、図書館、文化センターに配架し、ご意見を募集してございます。国は、より多くの区民のご意見を伺うために、コールセンター以外にも意見を届けられる環境を用意し、対応を行っているところでございます。

今回陳情にございますコールセンターでの受付方法として、有料電話のナビダイヤルから無料のフリーダイヤルに変えることを国に求めることにつきましては、国に確認しましたところ、国が設置するコールセンターにつきましては、例えば自動車のリコールにつながる不具合早期発見のホットラインや、特定C型肝炎ウイルス感染者救済特別措置法対応、また匿名通報ダイヤルとしての犯罪全般に関する情報提供窓口など、一部フリーダイヤルを採用しているものはあるが、問合せや意見を受け付ける窓口については、一般的にナビダイヤルや専用番号を採用しているとのことでございます。今回の受付専用電話についても、多くの方々からの問合せに係る着信に可能な限り対応できるよう、ナビダイヤルを設置し、対応しているとのことでございます。

今回、同様に、区の行政の受付電話につきましても確認してございます。現在、区の行政の受付電話に関して、フリーダイヤルとしているものにつきましては、風水害時の防災行政無線で、24時間以内のものを確認できるダイヤルや、児童や生徒などがいじめや不登校などの悩みを相談する教育に関する電話窓口、HEARTSの専用窓口などの一部で採用しているものの、区でも問合せ等に対する電話窓口については、おかけいただいた、より多くの電話に対応できるよう、また、それに併せて、通常業務、ほかの業務の効率化の観点からも、フリーダイヤルではなく各窓口の専用電話にて対応を行ってございます。特に羽田新飛行経路の運用は、午後3時から午後7時までの限定運用のため、電話もこの飛行時間帯に多く集中し寄せられることも考えられることから、通話料が発生しないフリーダイヤルではないナビダイヤルでの対応は、要件に応じた音声によるガイダンスフローによる誘導や、1件当たりの電話対応効率の向上により、より多くの区民からの電話につながりやすくなるものと、区としても捉えているものでございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

今回、羽田新ルートについての問合せの電話番号をフリーダイヤルにしてほしいということで陳情が出されました。陳情代表の方ほか15名の方から出てきたということで、ナビダイヤルとフリーダイヤルの違い、先ほど少し説明がありましたが、さらに付け加えることや、詳しく説明できるのであれば伺いたいと思います。

あと、羽田新ルートについて、住民からこうした意見が寄せられる。こうしたことを国がどう考えているのか。国の考えを聞いていたら教えていただきたいと思います。もし聞いていなかったら、区の考えを伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長

まず1点目の、ナビダイヤルとフリーダイヤルについて、もう少し詳しくということですが、基本的にはフリーダイヤルにつきましては、かけるほうの方にとっては無料、受けるほうの方が全額負

担ということで、フリーダイヤルについては基本的には通話料が発生しないというところがございます。受ける方のほうの負担というところがございます。

一方、ナビダイヤルについては、かける側の方が料金を負担すると。そういう意味では、通常の固定電話についても発信者のほうで負担というところがございますので、そうした点では通常の固定電話と同様の形なのですが、やはりナビダイヤルについては、冒頭、音声案内で、一定の通話料がかかりますと。一定の通話料というのは具体的に、20秒何円の通話料がかかりますという案内を行ってから、ナビダイヤルがつながるといった内容のものでございます。

それから、今回寄せられた陳情に対する国の考え方でございますが、こちらについては、先ほど冒頭でもご説明いたしました、基本的には飛行時間が夕方一定時間内というところで、実際、飛行を体感した人を中心に、その時間帯に一定集中して電話が寄せられるということもあって、そうしたものに対して、やはり無料のフリーダイヤルではない有料の電話によって、より多くの方、1件当たりの電話効率、電話完了率と、言葉はあれですが、できるだけ効率的にしっかり区民の声をお聞きしながらも、同時に、より多くの方の声をしっかり聞くというところで、ナビダイヤルを採用していると、国から聞いてございます。

○のだて委員

今、この陳情に対する国の意見を説明されたわけですが、私が聞いたのは、住民から意見が寄せられることについて国がどう考えているかということです。それで、国の意見を聞いていなければ、区のことを伺いたいということでしたので、そこについて伺いたいのと、あと、国の意見の中でも、ナビダイヤルにすると多くの方に対応できるということでしたが、それがどういう意味なのか、ちょっとよく分かりかねますので、多くの方に対応できるというのはどういう意味か、ご説明いただければと思います。

○鈴木都市計画課長

1点目の、こうした、寄せられることに対する国の受け止めというのは、中身というよりも……ということになりますでしょうか。基本的に国は、今回の陳情もそうですが、様々声をいただいていると聞いてございます。それは区にも寄せられる場合もございますし、そうした声はしっかり国に届けて、そうした声が地域の方から寄せられているというのは、当然我々もそうですが、国でもしっかり把握しているというところがございます。そうした中で、対応していかなければいけないところについては、国でも検討して、これまでもしていただいておりますし、区でも、可能な限り、対応できることはお願いしたいというところでは求めてきているところがございます。

それから、2点目のご質問についてですが、やはり無料のフリーダイヤルは、基本的に通話料が発生しないわけですから、かける側にとっては、料金の心配をせずかけられるというメリットがあるかと思えます。当然ながら、そうした中で、ご自身のご質問なり要望なりご意見を、無料の中でお伝えするというところは、方法としては1つあるのではないかと思うのですが、一方、時によっては、その方の思いが、非常に長時間にわたって相談なり質問が伝えられるという場合もあろうかと思えます。そうしたときに、やはり先ほど申したように、電話をいただく可能性があるというのが、実際に飛んでいる夕方の4時間、その中でも3時間、実際に飛んでいる時間帯に集中する可能性がある。実際、国は、そうした時間帯での電話がやはり非常に多いとも申しておりますので、そうした中で、1件当たりの電話のお受けする時間の効率化を図って、それ以外の方の電話も広くしっかりお聞きするという意味で、この方法を採用しているというところで、例えばですが、国に確認はしましたが、令和3年4月から7

月20日までのコールセンターの対応状況として、入電の件数としては1,455件ほど電話があったというところをごさいます、その中でも、ワン切りといいますか、そうしたものは除かれています、受付件数としては1,417件、応答率は97.4%というところで、いただいた電話についてはほとんど対応できていると伺っているところをごさいます。

○のだて委員

やはり、こうした窓口を設けて意見を募集しているわけですから、住民の意見をしっかり受け止めて、施策に反映していくということが必要だと思います。そうした中で、フリーダイヤルにしてほしいという要望も出ているわけですから、やはり負担を心配せずに問合せができるようにしていくということが、住民の意見をしっかり聞いていくという姿勢にもつながるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

ナビダイヤルにすることで多くの方に対応できるということなのですから、やはり長時間かける方もいらっしゃる。羽田新ルートの問題は、区民の皆さんの関心も高いので、そういった意識を持っている方もいると思いますが、やはり、そうした方を制限するためにナビダイヤルにして負担させるということは、間違っているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

国の考え方として、先ほど口頭でも区の状況もご説明しましたが、緊急性のあるものや、匿名あるいは消費者保護といった観点で、フリーダイヤルによって、そうした声を寄せていただくという方法は、基本的には存在するわけですが、やはり、より多くの方から声をいただくと。当然、先ほどから答弁させていただいている内容は、そうした声を切り捨てるということは全く申しているものではございません、国では、冒頭もご説明しましたが、それ以外にも様々、2点ほど、声を寄せていただける方法というのを設置しておりますし、そうしたところで、しっかり声を寄せていただくというところをごさいます。

どうしてもフリーダイヤル、思いをその中で、やはり中には長時間にわたって電話をなさるところは、区も担当窓口を昨年から設置して、そうした電話もいただいているわけですが、やはり中には1時間とか2時間お話しになる方もいらっしゃいます。本当に、飛行している時間帯に国に確認したいとか、意見を言いたいという方が、国から確認している中ではその時間帯に非常に多いと。やはり、その時間帯に直接、より多くの方の声を拾うために、この方法を採用していると国から聞いておりますし、区でもそういう理解でいるものでございます。

○のだて委員

多くの方に対応できるようにするためにナビダイヤルにしているということですが、そう言うならば、人員を増やして対応すればいいことだと思いますので、そういったことも含めて、国にも要望していただきたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西本委員

ちょっと教えてほしいのですが、ナビダイヤルにかけるとどういう音声が出てきて、どういう対応をしていただけるのでしょうか。

○鈴木都市計画課長

こちらの番号にかけますと、まずは音声案内で振り分けといいますか、電話の目的の振り分けを音声

で案内していただきます。具体的には、チャット機能を利用してご質問したい方、次に、よくある質問や新飛行経路の詳細をインターネットで確認したい方、3つ目がオペレーターと直接話したい方というところで、番号を押していただいて案内をするというところがございます。その後、おおむねの料金についての冒頭での音声案内があるというところがございます。

○西本委員

多分、振り分けですから、お問合せがいろいろカテゴライズされていて、そこに番号でいくということで、でもそちらというよりは、オペレーターと話したいのですね。

先ほどからの効率化ということなのですが、お金がかかるので、だから一時間も二時間も話をすれば、それだけお金が課金されるわけだから、それで短かくするだろう。これが無料になれば長々と話をするでしょうという意味での効率化なのかと思うのですが、その考え方ですね。ナビダイヤルにするのか、それからフリーダイヤルにするのかというのは、先ほど、区のほうもいろいろあると思います。この区分けというか、適用の考え方というのは、何かあるのでしょうか。こういう場合にはフリーダイヤル、こういう場合にはナビダイヤルということで、一応決まりというものはあるのでしょうか。

○鈴木都市計画課長

区の状況で申し上げますと、区で統一した規定みたいなものがあるわけではございません。基本的には、やはり人権や消費者保護の観点、あるいは区民の生命など、そうしたところの安全に関わるような通報、本当に緊急を要するような通報といったところは、無料にして窓口を設置するというところは、国の一般的事例や区でも、そうした考え方の下、設置されているようなところがございます。

○西本委員

今回は羽田空港の機能強化ということで、国に対しての申入れということになりますが、これを大きく考えれば、区民の意見をどういう媒体を使ってどう集めていくかということだと思うのです。今のご答弁だと、適正、適用の考え方というのは、若干命に関わることみたいな感じではあるのですが、具体性にちょっと欠けるかという思いがあるのです。広義的に考えれば、羽田空港の機能強化と考えると、やはり落下物などと考えた場合に、人命に関わることというふうにもなるわけです。そうなってくれば、やはりご意見というのは非常に大切なものではなからうかと思うのです。十分に声を聞くのであれば、フリーダイヤルで多くご意見をいただくということも考え方の一つだと思うのです。区には恐らく、効率化といいつつも、あまり聞きたくないのでしょうか。フリーダイヤルになると、長くなったりしますから。そこを整理したいのでしょうか。それと、よく考えれば、いろいろな方々のご意見を聞きたいということで、ある程度の時間を切ってもらいたいがための有料化ということなのだろうという思いはあるのです。それは1つの考え方にして、私はやはり多くの区民の皆さんの声は聞いていただきたいという思いがあるので、やはり無料化、フリーダイヤルというのも1つの考え方ではなからうかと思っています。

それともう一つなのですが、ご意見カードの話もありました。メールフォームもあります。こういったものというのはどういうふうに使われていて、一番は品川区は関与しているわけですから、品川区に対してフィードバックされているのか、されないのか。そして、こちらから要望しないのか。それによって、品川区民の方々のご意見を収集するための1つのツールになるかと思うのです。それはどういってお考えになるのでしょうか。

○鈴木都市計画課長

実際、電話であつたりメールであつたりご意見カードなど、国に寄せられた声については、例えば、

その一つ一つの詳細を全ていただいているわけではございませんが、主な内容として、いただいている声については、件数も含めて、定期的に情報としてはいただいているというところでございます。

さらに、これは区でいただいたご意見の中で、例えばですが、電波障害など、それでテレビの映りが悪くなっているのではないかとということについては、具体的なところで区でもお伝えしていますし、国では、そうしたものに対して、例えば現地調査など、そうしたものを行っているとは聞いておりますので、基本的には情報は、フルではないですけれども、まとまった形では共有させていただいているというようなことでございます。

○西本委員

まとめますが、フィードバックという意味で、そういうことがあるならば、やはり議会にも報告は必要だと思います。ご意見カード、メールフォーム、何かしらのまとめをされている。国でやっているのだとすれば、やはりそれは公開すべきだと思うし、それが礼儀だと思うのです。問合せをした方々に対して、こういう行動を取りました。電波障害もそうです。何かやっているみたいではなくて、こういうご意見があつて、こういうご報告があつて、それを国にお伝えして、それへの対応としてこういうふうにしました。その結果どうなったのかというのは、やはり何かしらの形で示していくべきだろうと思います。そうしないと、また同じようなことが起きたときに、また、きちんと話をすれば対応してくれるという安心感にもつながっていくと思うのです。なので、フィードバックというのは必ずいただいて、品川区としてどういう対応をしていったのか、いくのかということは、広く区民の方にお伝えしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○このんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和3年陳情第39号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○芹澤委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

内容として、フリーダイヤルにすることで、目的としては多くの方々から意見を聞いてほしいというのが根幹にあると思っていまして、それはそのとおりなのですが、今お話をいただいたように、ナビダイヤルでの振り分けもそうですし、より多くの方から声を聞くためには、今のところナビダイヤルのほうが有効であるというお考え、また無料での窓口として、メールであったり、はがきであったりという、ほかの代替手段もご用意があるということですので、不採択でお願いいたします。

○塚本委員

本日結論を出すで、結論は不採択です。

理由としては、利用される区民の方からすれば無料のほうがありがたいというのは非常によく理解できるし、そういう陳情を出されるということのお気持ちは察することができますけれども、今、質疑の中でもありましたとおり、ナビダイヤルというものを使っているということについての一定の考え方については……あつて、今回の「羽田空港のこれから」というようないろいろな区民のご意見について、そういったものと同じようにナビダイヤルでということについては、特段、逸脱しているとか、違和感

を感じるというところまではないかと思います。やはり、無料ということは、それに対する弊害というのは一定程度考えざるを得ないというのは、運営する側からすれば、理解できるところではあるので、今回の陳情については不採択というところをお願いいたします。

○大沢副委員長

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

理由は、無料ということは非常に、料金がかからないわけですからいいことではありますけれども、その中で、先ほど来の説明にもありましたように、2点あると思います。先ほど来の説明を聞きまして2つの点を考えたということがあります。

1つは、電話が今、種類が多岐にわたっているのに、つながらない電話もあるということ。つながらないことによって、利用者側が本体自体を考慮せずに、不満というか苦情が出る可能性があるということ。それで、またトラブルの原因になるということがあるので、フリーダイヤル、そのような、ボタンのかけ違いではないのですけれども、お互いが理解できないところも生じてしまうので、そこのところクリアできないので駄目だと思います。

それと、ここに、可及的に速やかにということですが、今までの話を伺っていたように、いろいろ課題があるので、これは可及的速やかは絶対無理な話なので、このところも承服することはできません。

すみません。3つ目なのですが、先ほど、フリーダイヤルということですので、苦情の内容が長く、長時間にわたる場合も考えられるということで、これは「考えられる」。ところが苦情というのは、「考えられる」ときに来るわけでありまして、急を要する方がフリーダイヤルで、こちらに連絡しようとした場合、その長い電話の方のために通じることができない。緊急性を要することを、物事の重要性を比較した場合に、緊急性を有するほうがなかなかつながらないで、もう一つも緊急性はあるのでしょうけれども、その判断というのは、こちらは両方で決めることなのでしょうが、なかなかつながらないということに関しては、やはり一定程度の問題と、つながるような対策を講じていかなければいけない。それと、やはりお話ししたいのは分かりますけれども、要件である以上、要点をまとめて話していただくような電話の内容、電話の話し方にしていきたい。どうしても、受け手の側から指導方というようなことは、立場上できないところであるので、そこのところも、陳情の方も含めて、長い電話をされる方、お酌み取りいただきながら、効率的な電話のかけ方、要件を言って、ほかの方に迷惑のかからない電話のかけ方をしていただくような啓発活動も大事ではないかと思います。

以上をもって、この件に関しては不採択ということで結論を出させていただきたいと思います。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択を主張します。

羽田新ルートの問題は区民の関心が高い問題です。やはり、有料化というか、電話料金を負担させることによって制限させるようなことは、やるべきではないと思いますし、住民が自由に問合せをできるようにすべきだと思いますので、問合せしやすいようにフリーダイヤルにすることは、住民の利益につながるものだと考えますので、採択です。

○西本委員

本日結論を出すで、採択をお願いします。

いろいろと問題はある、課題はあるかと思っておりますけれども、ただ羽田空港については、やはり、生命・財産という、非常に区民の皆様方にとっては大変な出来事です。その中での不安感というのはや

はりたくさんあるのだらうと思いますし、じっくりと不安に対して、疑問に対して答える姿勢というのは必要だらうと思います。なので、フリーダイヤルもしくはLINE電話など、いろいろと今、媒体が出てきておりますので、それらを利用して、お金がかかる、かからない、または回線の問題、多々ありますけれども、最大限、区民の皆さんの声をいかに集めていくかということは、やはり区議会としても、行政、区政においても、国に申入れをするということは当たり前であるし、私たちの責務ではないかと思っておりますので、採択というふうにお願いしたいと思っております。

○こんの委員長

それでは、本陳情については結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については挙手により採決を行います。

それでは、令和3年陳情第39号、「羽田空港のこれから」専用電話番号（0570-××-×××）（ナビダイヤル～有料20秒毎に10円課金）をフリーダイヤル（0120-××-×××）に変えることについての陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○こんの委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

2 報告事項

(1) 令和3年9月区民住宅（空き室）入居予定者登録募集について

○こんの委員長

次に、予定表の2、報告事項を聴取いたします。

まず、(1)令和3年9月区民住宅（空き室）入居予定者登録募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○竹田住宅課長

私からは、令和3年9月区民住宅（空き室）入居予定者登録募集についてご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。

募集内容ですが、9月に実施する、区民住宅の空き室に関する入居予定者の登録募集となります。申込用紙の配布期間は9月15日から9月22日まで、配布場所は住宅課をはじめ、資料に記載のあります各施設でございます。

申込書の受付は、郵送で9月29日までに届いたものが対象となります。抽選番号は、10月8日頃までに申込者宛てに発送予定でございます。抽選日は10月21日を予定しております。抽選結果の通知は10月29日頃までに申込者宛てに発送予定となっております。

広報は、広報しながら、区のホームページへの掲載を予定しております。

最後に、募集の冊子につきましては、委員会終了後、募集開始日に、区議会事務局を通じて委員の皆様には配付させていただく予定でございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。よろしいでしょうか。

○のだて委員

この間の申請数と、あと入居した数の実績を伺いたいと思います。

○竹田住宅課長

それでは、応募件数と入居者数、過去3年分についてご案内させていただきます。平成30年度が、応募件数が99件で入居者数が23件、それから令和元年度が、応募件数が76件で入居者数が9件、昨年度、令和2年度は、123件の応募に対して入居者数が30件となっております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 住宅確保要配慮者入居促進事業について

○こんの委員長

次に、(2)住宅確保要配慮者入居促進事業についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○竹田住宅課長

それでは、私から、住宅確保要配慮者入居促進事業についてご説明させていただきます。

1の「目的」でございます。高齢者・障害者・ひとり親世帯・低額所得者を対象に、自分で住まいを探すことが困難で、住居の確保に配慮が必要な方々、総称して住宅確保要配慮者と呼びますが、これらの方々の民間賃貸住宅探しを支援するものでございます。

2の「内容」ですが、現在は、区の高齢者関係の部署や障害者関係の部署などの各窓口で、住宅確保要配慮者から、住宅の希望条件や世帯の状況等を聞き取り、それぞれの区内の不動産団体に情報提供を依頼し、住宅を紹介しております。しかし、紹介できる物件情報に限りがあることや、民間賃貸住宅の賃貸人の中には、高齢者や障害者などの方々の入居に不安を抱く方々もいらっしゃり、民間住宅探しが契約にまで至りにくいという事例があり、課題となっております。そこで、各窓口で、住まいも含めた相談を受けるとともに、住宅課が区内不動産団体および区内不動産事業者と連携して、一元的に情報提供を依頼することで、相談者に合った住宅情報を効率的に提供する仕組みを構築するものでございます。内容は、不動産事業者は区への登録制とし、区が相談者から聞き取りを行った希望条件等を、登録協力店へ一斉に情報提供を依頼し、期限を決めて情報提供のあった物件情報をまとめて相談者へ提供を行うものでございます。

この仕組みを円滑に進めていくために、今申し上げた、住まいの情報提供の仕組みを利用した住宅確保要配慮者と、賃貸契約を締結した賃貸住宅のオーナーおよび紹介した不動産事業者双方に対して6万円の協力金を支払うことで、住宅確保要配慮者へ提供可能な賃貸住宅の掘り起こしを図り、入居を促進するものでございます。

3の「今後のスケジュール」でございますが、9月に、不動産関係団体への説明および周知依頼、リーフレットの配布、10月に、本制度に登録を希望する不動産事業者の募集開始、11月から区民に対して募集を開始する予定でございます。

制度の概略を図化したものは裏面のとおりでございます。

○この委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたらご発言願います。

○のだて委員

今回、高齢者や障害者、ひとり親、低所得者を含めた住まいの確保の支援ということで、具体的にどういう方がこれを適用できるのかという要件というのですか、それはあるのかどうか伺いたと思います。

そして、紹介してくれる不動産事業者の方は登録制ということで、ここの協力がどれだけ得られるか、登録してもらえるかというのが鍵だと思うのですが、区のお考えとか見込み、どの程度、登録してもらえそうかというのがありましたら伺いたと思います。

また、こうした住宅あっ旋の支援というのは、ほかにもあると思うのですが、そうした仕組みとの兼ね合い、どちらも利用できたりするのかなど、その辺を伺いたと思います。

○竹田住宅課長

まず対象でございますが、高齢者、障害者、それから低額所得者、それからひとり親の世帯等を対象と考えておまして、基本的には相談者が、各それぞれの所管にご相談いただいた方を対象としてまいります。

それから、どれぐらいの不動産店の登録数を想定しているのかということですが、今、似た事業で、高齢者地域支援課で行っている事業は、約70軒ほどの不動産店をご紹介しているということですので、私どもも当面は70軒程度を目標にしていきたいと考えてございます。

それから、ほかの事業との差異ということですが、一番最も似た事業が、先ほど申し上げた、高齢者地域支援課の事業でございますが、そちらは相談者ご本人に敷金・礼金等を助成するという制度でございまして、今回の制度は、それを支援するといえますか、不動産店あるいは賃貸物件のオーナーの方々に協力金をお支払いするという点で、対象および内容が違うという点で違いがございます。

○のだて委員

まず対象なのですが、具体的には、そうすると、何歳以上とか、手帳を持っているとか、年収が200万円以下とか、そういった具体的な指標は特にないということでは、確認させていただきたいと思います。

それと、不動産事業者の登録なのですが、70軒が多いか少ないかがちょっと分からないのですが、区内の不動産業者の何割とか、そういったことが分かったら教えていただきたいと思います。

あと、ほかの制度との兼ね合いですけれども、つまりは、どちらも両方利用することができるということでは、いいのでしょうか。

○竹田住宅課長

対象の詳細でございますが、高齢者の方については65歳以上。それから低額所得者については、今回の事業の基になる、いわゆる住宅セーフティネット法と言われる法律がございまして、そちらの定義としては、低額所得者は月収が15万8,000円となっておりますので、1世帯当たり15万8,000

円以下の方を低額所得者として対象としていきたいと考えております。それから、ひとり親の方については、18歳以下のお子さんとの世帯と考えております。

それから、70軒が全体の何割かというご質問ですが、今、手元に資料がございませんので、分かりかねます。

先ほど申し上げた、高齢者を対象とした事業と、こちらの制度は対象が異なりますので、両方とも制度を利用するということは可能でございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○大沢副委員長

今、課長がおっしゃった住宅セーフティネット法ということで、これの改正を受けてということで、国および都からという住宅の施策が打たれたわけですけれども、この間、もう二、三年経ってしまって、もう既に二、三年前ぐらいから、国・都ではということで政策、事業が行われていたのですけれども、もう8年ぐらいということで聞き及んでおりますが、この中で、なぜ今、品川区がこれに踏み切ったのか、理由というか、そこを伺いたいのと、それはあくまでもコロナ禍というのがリンクしているのかどうか、その辺のところを教えてください。

○竹田住宅課長

法律ができてから、各自治体では居住支援協議会という協議会を立ち上げまして、まだ立ち上げ途中の自治体もございますけれども、各自治体で順次立ち上げて、要配慮者に対する支援というのを、今、検討している状況でございます。品川区につきましては、第1回を令和元年に行いまして、今回、今年行ったのが3回目になっております。その協議会の中で、何が一番有効なのかということをご議論いただいた中で、そのご意見を今回まとめて形にしたものが今回の事業でございますので、協議会の委員のご意見を参考につくった事業ということでございます。

それから、コロナということに関しては、特段、関連性はございません。

○こんの委員長

ほかに。

○芹澤委員

2点教えていただきたいのですが、住宅確保要配慮者ということで、これは賛否があると思うので、やってほしいという話ではないのですけれども、就労している外国人の住宅というのも確保がなかなか難しいというのが議論としてあると思うのです。それで、たしか今年か何か、ファミリーユ西品川の介護人材も、やはり住宅を確保してあげて定着させるというような施策をされていらっしゃると思うのですけれども、今回の対象に入れる、入れないというような議論があったのかを教えてください。

あと、2点目、性善説で言えば大丈夫だと思うのですが、例えば定期借家をされる場合に、それもよしとされていくのかというのを教えてほしくて、先ほどの敷金・礼金のお話と、また今回の協力金、成約金というか、例えば2年の定期借家というようなことが書いてあって、定期借家になると、更新するかわかりませんという状況でやっていくわけですね。多分、「大丈夫ですよ」と言って、ある意味、不動産屋が結託してしまえば、成約だけさせて、敷金・礼金をもらって、協力金ももらって、2年後には打ち切りで出ていってもらって、また次の高齢者を入れてというようなこともできかねないと思うのですけれども、こういったところの、例えば定期借家をよしとするかも含めて議論が必要だと思うのですが、その監視体制というか、どういうふうにお考えなのかをお聞かせください。

○竹田住宅課長

まず外国人の問題でございます。居住支援協議会の中では、外国人を対象にするか、しないかということでご意見がありまして、将来的には外国人も対象にしていってほしいというご意見をいただいております。しかし、今回、初めての事業、23区内でもほかに事例がない事業でございますので、今回は、事業をスムーズにスタートさせるため、外国人の場合、言葉の壁がありますので、当初は外国人の方は対象外としてまずはスタートして、事業が順調に進むことが確認された暁には外国人も対象としていきたいと考えております。

それから定期借家につきましては、現在のところは対象外にしたいと考えております。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

○西本委員

今回のこの制度、一元化になるということはとてもいいことだと思っておりますが、正直、各所管とのコラボレートというか、協力体制は取れていなかったのかというのがあって、比較的、住宅課と割と相談し合いながらやっていたような感じを受けたのですが、何かいけなかったところ、改善が必要とされていたのか。それで、改めてこれを進めるという、何か理由があったのでしょうか。

○竹田住宅課長

各部署との連携は、ご指摘のとおり、従来からも取ってきたところでございますが、住宅団体、こういう方に貸したいという意欲のある不動産店を募ることによって、協力していただける方を明らかにし、また住宅の所管課である住宅課から一斉にお願いするというようなことをもって、今までお貸しいただけなかったオーナーあるいは、あまり積極的でなかった不動産店等にも、より積極にご協力いただくことが期待できると思っております。そういった意味からも、それをまた後押しするという点からも協力金をお支払いするというスキームづくりになりましたので、今まで以上の効果が期待できると思っております。

○西本委員

要は、不動産の皆さんというのが、それぞれの所管である程度お付き合いになっているところが、ある程度、紹介するベースになっていたということで、それをもう少し広げていきたいと思いますということなのかと思うのですが、ただちょっと心配といいますか、例えば福祉とつながっている不動産業の方々というのは、それなりの思いがあるといいますか、ノウハウがあるといいますか、いろいろ居住される方との対応も含め、いろいろノウハウがあるのだらうと思うのです。だけど、「協力金6万円をあげるからやってね」と言うと、ノウハウもない中でやることになるので、やはりいろいろトラブルが生じる要因になるのではないかと思います。なので、私は、今まで協力していただいた不動産の方々のノウハウはきっちりとして吸い上げて、そしてそれを伝えていかないと、「協力金をもらえるからやるよ」という、ただ単にそれだけでは済まされない。なぜかという、対象が高齢者・障害者・ひとり親世帯・低所得者ということで、いろいろサポートが必要な方々が対象なのです。そういう方々だと、普通の方々と同じように対応されると大きな間違いが起きはしないかと、私は非常に心配です。なので、そのノウハウも含めて、所管との情報共有化を図って、やはりこういう対応が必要だということは蓄積して、それを適用していただく。そこまでこの登録協力店というのはお願いしていかないと、人の命を預かるようなものでありますから、やはりそこはきっちりしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○竹田住宅課長

今までご協力いただいていた不動産店につきましては、今までのご経験を活かしていただいて、円滑に住宅の紹介を進めていただきたいと考えております。また、私どもも、そういったノウハウを、仕入れた情報があれば、ほかの不動産店にもご紹介する形で、対応のノウハウ等を広めていきたいと考えております。

それから、区民への対応でございますが、基本的には、相談を受ける、ご希望を聞く、こういった物件がございますというところまでは、区の各所管課でやります。ただ、実際の物件の内覧等は不動産店ということになりますので、それまでのご相談の部分の大部分は区の職員が行いますので、その辺は無駄のないようにやっていきたいと思っております。

○西本委員

ありがとうございます。ぜひ、各所管の福祉関係のところとは、協力体制を十分に取っていただきたいと思っております。

そして、混乱している、要は課題も多く存在しているはずですが。保証金についても、なかなか保証してくれる人がいないなどによって、貸せないなどということもありますよね。それで、区はいろいろとアドバイスしたり、対策を取っているところがあります。なので、そこをやはり知っておかないと、これからやろう、今まではやらないと言っていた人が、やはりそういう面倒なところは分かっているわけです。「いろんなことがあるな」と。だから、皆さんにご理解していただくためには、そういう対応策、「こういう方がいらっしゃったときに、こういう対応をしていますよ」とか、あとは、品川区としては、お金だけ協力するのではなくて、サポートということはきちんと打ち出していないと、せっかくのこういう事業も広がっていかないと私は思いますので、そのノウハウ、問題の共有化は、ぜひお願いしたいと思っております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○塚本委員

今までの議論をいろいろ聞かせていただく中で、ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、高齢者、障害者、ひとり親、それぞれ相談窓口は、品川区内で所管が違って、福祉の部門があって、それぞれで住宅確保要配慮者というところで住まいを探すということを、これまでも支援はしてきた。これは、一元的に情報提供を依頼すると説明の中にありますけれども、そうすると、不動産会社またはオーナーとの物件の管理というか、そういうものは、今まで各所管、例えば高齢者地域支援課などがやっている住宅あっ旋などというところで紹介していた不動産屋などが持っている物件とか、そういうものを含めて物件の管理、掌握というところでは、住宅課で、この事業で一元化してしまうという認識でよろしいのかというのを、最初に確認させてください。

○竹田住宅課長

物件の管理ということですが、私どもが具体的に物件を管理するというよりも、登録事業店の一覧を作るなり、そちらと情報共有といいますか、協力関係を、体制をつくる中で行っていくと考えておりますので、実際の、どの物件がある、ないというのは、各不動産店の責任でやっていただこうと考えております。

○塚本委員

物件の管理はそのとおりで、そういうことを聞いたかったのではなかったのですけれども、ちょっと

聞き方が悪かったです。要するに、今までは、高齢者地域支援課などは高齢者住宅あつ旋等をやっていると、それは多分、住宅課はかんでいなくて、物件の紹介をしています不動産屋と、高齢者地域支援課がお付き合いというかがあって、そこから「こういう物件がありますよ」と来て、それをご案内する。そういうことを、もう全部、住宅課が一元的にやるのですと。住宅要配慮者の紹介する物件がどれだけありますかというのは、住宅課が全部押さえますと。それで、高齢者地域支援課などは、問い合わせれば、「こういう物件がありますよ」と住宅課からご紹介するというところに、一本化されるということによってよろしいのかという確認です。

○竹田住宅課長

失礼いたしました。今、高齢者地域支援課と詳細について打合せをしている段階でございますが、高齢者地域支援課の見解としては、今、高齢者地域支援課がやっている事業は、私どもの制度がうまく軌道に乗れば、そちらに一本化することが可能だというお話を伺っております。ですから、ぜひ、この制度を軌道に乗せて、それで高齢者地域支援課の事業と一本化して、より有効なものにしていきたいと考えてございます。

○塚本委員

分かりました。ありがとうございます。そのことがちょっと気になりましたので。

その上で、やはりこれは、今までやっていた高齢者地域支援課の住宅あつ旋なども、物件自体が全く紹介されないということは、私も何回か、間に入ったときに、つないだときに、あまりないのです。何かしらの物件というのは紹介されるのだけど、やはり、そういう場所は困るとか、お部屋的内容的にちょっとここは行きたくないとか、結構そういうことがあって、物件を紹介すればそこで終わりというところでない難しさも、またその先にあるのです。この辺のノウハウというのは、高齢者地域支援課も、そこまで一人ひとりに寄り添って物件の紹介というところまでは、どこまでできているかというのはありますけれども、そういう課題もこの事業にはきっとあるだろうと思うので、そういったことは居住支援協議会などでももしかしたら課題として語られたりしているかもしれないと思いますが、そういった、住宅確保要配慮者のニーズにどうマッチングさせていくかということについても、ぜひこの事業としては考慮していただきたいというか、しっかり対応していただければと思いますので、その点について何かあればお答えいただければと思います。

○竹田住宅課長

今回の事業の目的は2つございまして、1つは、委員ご指摘のとおり、相談者の希望に合う住宅をあつ旋するというところが1点。それから、協力金を支払うことによって、オーナーあるいは賃貸人に、それでは協力してみようというようなお気持ちになっていただいて、新しい物件を掘り起こすということが2番目の目的でございます。そういった2番目の目的を達成することによって、相談者が、より多くの選択肢の中から、ご希望に近いものを選んでいただけるような仕組みを構築していきたいと考えてございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 東中延一丁目11番地区防災街区整備事業について

○こんの委員長

次に、(3)東中延一丁目11番地区防災街区整備事業について議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○森木密整備推進課長

私からは、東中延一丁目11番地区防災街区整備事業についてご報告させていただきます。A4判1枚の資料をご覧ください。

東中延一丁目・二丁目および中延二・三丁目地区では、平成19年度より、密集住宅市街地整備促進事業を導入いたしまして、防災広場や防災生活道路の整備を行っているところでございます。また、平成25年から不燃化特区支援事業を行いまして、本年度からは、隣接する西中延三丁目も加えて強力で推進しているところでございます。今回、本地区のうち東中延一丁目11番地区で、荏原町駅前地区および旧同潤会地区に続きまして、区内3例目となります防災街区整備事業について地域の意見がまとまってきたことから、都市計画手続きを進め、災害に強いまちづくりを支援してまいります。

裏面をご覧ください。当該事業の場所は、荏原中延駅の南東側に位置しております約1,400㎡のエリアでございます。

下の計画図をご覧ください。図の左側に吹き出しを示しておりますけれども、建物の壁面を後退させて、住環境の向上と安全な歩行空間を確保いたします。また、北側に、東西に走る道路は、現在私道であります。4m道路となるように拡幅するとともに、壁面後退を行いまして、生活道路空間を整備いたします。事業区域内は、共同化を図るとともに、権利者の意向に即した権利変換が可能となるよう、個別利用区についても配置を行う予定でございます。

表面にお戻りください。2の「これまでの経緯」でございますけれども、平成26年にまちづくりに関する個別意向調査、平成27年に報告会、および、昨年までに複数回にわたる勉強会、検討会を経まして、今年4月17日に準備組合の設立が行われております。

これらを受けまして、3の「都市計画原案説明会の開催」にあるとおり、都市計画法第16条に基づく説明会を行います。日時は令和3年9月4日土曜日午前10時から、新型コロナウイルス感染症に十分注意しながら、荏原文化センター第2集会室で実施いたします。対象権利者数は16名、密集市街地の防災機能確保のために、地域地区である特定防災街区整備地区および防災街区整備事業について説明いたします。周知方法は、地区内にポスティングをするとともに、地区外権利者へは郵送により確実に周知を行います。また、木密整備推進課において、9月3日金曜日から17日金曜日まで都市計画原案の縦覧を行うとともに、24日金曜日まで意見書の提出を受け付けております。

最後に、4の「今後の予定」ですが、今年度中に都市計画決定を行いまして、令和4年度に防災街区整備事業組合の設立、令和5年度に権利変換計画の策定、工事に着工いたしまして、令和8年の防災施設建築物の竣工を予定しております。

○この委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

まず権利者数を伺いたいのですが、全体としては16名ということですが、土地所有者や借地権者、建物所有者、借家人など、それぞれの人数を伺いたいと思います。

それと、この間の経緯を伺いたいのですが、ここの地区の、いろいろ事業をやってきたという説明はあったのですが、住民間での話し合いの経緯を伺いたいと思います。

それと、今回、計画している建物自体の概要というのが全く分からないのですが、この後、説明のあるものは、大体の規模などが分かるのですか。これはなぜそういった資料などが無いのか。計画内容が分かれば伺いたいと思います。

○森木密整備推進課長

まず権利者数でございますけれども、全部で16名いらっしゃいまして、土地の権利者が3名、借地権者が13名、借家人が15名という形になっております。

これまでの経緯でございますけれども、資料にも一定、様々な、まちづくり勉強会や防災まちづくり検討会という形で、有志の方々が集まって、お話し合いをしてこられました。その中で共同化を進めて、かなり築年数も古くて、木造住宅がほとんどでございますので、そういった共同化の手法があるということで区からもご提案したところの中で、こういった部分、防災街区整備事業を使って、もう、すぐ近くに、中延二丁目の旧同潤会地区も竣工したというところもございまして、そういったところも見られる中、地域として共同化を進めていくということでまとまってきたところでございます。

また、建物の概要でございますけれども、特に、例えば容積率を上げるなどというようなことは今回ございませんので、今の用途地域、建てられる比率の中で建てていくという形になります。防災街区整備事業につきましては、共同化するということがとりあえず決まって、あるいは個別事業区というものが設定されて、その中で事業を進めていくというところでございます。建物については、今の用途地域の中で、恐らく13階程度の建物が建つのだろうと検討しておりますけれども、事業協力者も先日決まったところでございまして、その中で詳細を詰めていくという形になろうかと思っております。

○のだて委員

すみません。借家人は15人ですね。その中で共同化していくということでまとまってきたということで、そうすると、16名の方は共同化に賛成しているということでもいいのかということなんです。それと、今、事業協力者が決まったということで、どこになったのかということも伺えればと思いますが、資料の裏を見ると、事業区域というのが、ジグザグというのか、いびつな形をしているのですが、それはどういうことなのかということと、あと道の下に、防災施設建築物と、あと個別利用区ということが書いてあるのですが、これがどういうことなのか分からないので伺いたいと思います。

○森木密整備推進課長

16名の権利者のうち、3分の2以上の賛成で事業を進められることではあるのですが、現時点では13名の方が実際に「参加します」と言われているというところでございます。ほかの3名の方につきましても、例えば建物所有者の方が亡くなっていて、今、相続の調整をしているというところもありまして、そういった方々も含めれば、ほぼ全ての方々が、基本的には前向きに考えていただいていると認識しております。

また、協力者でございますけれども、三菱地所レジデンスというところがございます。

それから、かなりいびつな形をしているというお話でございます。実際、図面を見ていただきますと、街区全部という形になるのが、まちづくりの観点からも、1つ、必要な部分があるのかもしれませんが、対象地域の南、南東側の、へこんでいるところといいたいまいしょうか、街区として欠けているところにつきましては、既に新しい建物が、耐火構造物が建っているというところのエリアでございます。また、南のところ、真ん中に、少し、くぼんでいるところにつきましては、今、空き地になっておりまして、ここにつきましては、土地所有者の方のご理解がなかなか得られていないというところがございます。防災街区整備事業につきましては、筆界を境界とする事業が可能になっておりまして、そういっ

た意味で、共同住宅なり個別利用区をつくっていくというような方向性でまとまった方々が、速やかに事業として進めて、防災まちづくりを進めることができるというメリットがありますので、こういった形でやらせていただいたというところでございます。

それから、防災施設建築物につきましては、先ほど申し上げたような、共同化するための共同住宅なりという建物のことを、防災街区整備事業の中では防災施設建築物と呼んでおります。

それから、個別利用区につきましては、一般的には例えば戸建て住宅を耐火で造って、この事業地の中で戸建て住宅も造れるというようなエリアでございます。普通の市街地再開発事業になりますと、権利を床に変換するという形になりますけれども、防災街区整備事業の個別利用区を設定した場合には、権利が、土地にも変換できるという形になりまして、例えば個人の方で、個別の敷地を権利変換で持ちたいということも可能になってきまして、それぞれの権利者の方々の意向に沿って街区の整理ができるという形でございます。

○のだて委員

いびつな街区を見ても、賛同されていない方もいるということで、やはり、まちづくりというのは住民の合意が必要だと思いますので、そうした住民合意を図っていくように、区としても事業者に求めていっていただきたいと思います。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 広町地区に関する都市計画案について

○この委員長

次に、(4)広町地区に関する都市計画案についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○多並都市開発課長

私からは、広町地区に関する都市計画案について、お手元の資料に基づきご説明させていただきます。まずは1枚目のA4の資料をご覧ください。

1の「これまでの経緯」でございます。令和3年3月に、品川区とJR東日本が共催で、開発計画説明会を開催しております。

次に、2の「都市計画原案説明会の開催結果等」についてでございます。令和3年7月12日に、東京都と品川区が共催で、地区内の関係権利者の方々を対象に開催いたしました。会には19名の方にご出席いただいております。説明会でいただきました主なご意見といたしましては、東急線高架下への影響や、商店街との関係性、また東急大井町線の改札口を新しく作る、新設の要望などのご意見をいただいたところであります。また、7月13日から26日の期間で都市計画原案の縦覧を行い、1名の方から意見書が提出され、説明会でいただいたご意見とおおむね同じ内容のものでございました。

次に、3の「都市計画案の説明会開催等」についてでございます。令和3年9月下旬に、東京都と品川区が共催で、広く区民の皆様を対象とした説明会を開催するとともに、資料に記載の期間に都市計画案の縦覧を行う予定であります。詳細の日程は現在調整中でありまして、決定し次第、後日、委員の皆様には別途お知らせさせていただきます。

次に、4の「必要な都市計画」でございますが、資料に記載のとおりでありまして、詳細につきまし

ては、2枚目のA3の資料でご説明させていただきます。それでは、A3の資料をご覧ください。

まずは地区計画からご説明いたします。地区計画に位置づけ、整備する主な公共施設について、資料の左側の表と右側の図に示しております。地区内が周辺道路より高低差があるため、整備する公共施設も立体的に設けていく計画であるため、右側の図を、上段が「デッキ部」、下段が「地上部」と分けて示しております。

主な公共施設といたしましては、デッキ部のほうでは、駅から品川中央公園に向けて、歩行者専用通路1号としてデッキを整備する予定です。また、その間に、駅前歩行者広場1号および2号を設け、駅や交通広場をつなぐ歩行者の滞留空間を設けていく予定です。

地上部では、区画道路1号および2号を、英語の「T」の字に配置するとともに、北側駅前広場を設け、円滑な交通処理が可能となるよう配置してまいります。また、A-2地区には約4,600平米の広場を設け、防災と憩いに寄与する施設として計画してまいります。

建築物等に関する事項といたしましては、容積率の最高限度をA-1地区で10分の93、A-2地区で10分の10とし、容積率の最低限度を、A-1地区で10分の20に指定しております。また、高さの最高限度を、A-1地区で115m、A-2地区で16mとしております。それ以外の事項については、資料に記載のとおりであります。

そのほかの都市計画についてでございますが、恐れ入りますが、A3の資料の裏面をご覧ください。a「用途地域の変更」および、b「防火地域及び準防火地域の変更」、d「日影規制の変更」については、それぞれ左上の図に示しました、①、②、③で示した範囲を、土地利用上の観点から、記載の内容で変更するものであります。また、c「広町二丁目土地区画整理事業」につきましては、事業範囲と主な公共施設を決定していくもので、事業範囲については、図の中で、緑色の点線で示した範囲となります。また、それ以外の内容につきましては、資料に記載のとおりでございます。

資料の右側には、広町地区まちづくりの概要について、参考として記載してございます。内容の詳細の説明につきましては、これまで議会にご報告している情報と重複するため、今回は説明を割愛させていただきます。

それでは、恐れ入りますが、1枚目のA4の資料にお戻りください。最後の5の「今後の予定」となります。10月開催予定の東京都および品川区の都市計画審議会での審議を経て、11月下旬に都市計画決定する予定と考えています。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

まず、権利者数を伺いたいのですけれども、土地所有者、借地権者、建物所有者、借家人など、それぞれの人数を伺いたいと思います。また、関係権利者にどんな方がいるのかも伺いたいと思います。

それと、今回、A3資料の裏面の「その他都市計画」のところで、一部、防火地域から準防火地域に変えたり、日影規制が指定なしと変わるところがありますけれども、そうした変更をする理由を伺いたいと思います。

○多並都市開発課長

まず、権利者数からでございます。権利者は、広町地区、いわゆるA街区、B街区とあるところですが、この権利者が限られていまして、庁舎の所有者としましては、品川区と東京都と法務省が共有で

持っている庁舎の土地になります。それから、JR街区のほうは、JR東日本が持っております。それ以外に、地下に、りんかい線が走っている関係で、りんかい線が地上権という形になります。あと、道路が一部、大井町線の高架下を通る計画になっていますので、高架下ということで、東急電鉄が所有者ということで権利者となります。これらが、まず権利者の大きなところですが、それ以外の権利者の方ということで、この中でもC地区と書かせていただいている、ちょうど大井町線の高架下の方々が権利者となります。この権利者といたしましては、まず大きくは東急が持っておりますので、東急が権利者となります。それ以外に建物を所有している方がいらっしゃいますので、14棟、その方々がいらっしゃり、対象となるというところであります。借家人等の件数については、区としては今のところ把握しているところではございません。

あと、A3の裏の防火地域、日影等のところですが、これにつきましては、A3の資料、右と左を見比べていただきたいのですが、今回変更するのは①、②が大きなところですが、これにつきましてはオレンジと水色で印がついています。それで、右側の図を見ていただくと、ここの地区につきましては、区画道路1号というのを横にずっと造ることになりますが、こちらが、高低差や周囲の状況を見ながら、ここの位置ということで設計して、一番最適だろうというところで設定しているところになります。ここの地区で造る道路となりますので、その道路までを事業範囲としております。それで、事業以外の範囲が出てくるのです。これは何かといいますと、もともと社宅が建っていた土地の敷地の一部となっています。事業区域が、その手前までで事業区域になってしまいますので、それが少しだけ薄く、社宅の土地が、住居地域や商業地域が残ってしまったということです。これを、土地利用の観点から、やはり北側の準工業地域ということで、大井工場敷地の土地利用に合わせたほうがいいだろうということで、今回、土地利用の観点から変更するという考え方で行われてございます。

○のだて委員

今回、説明会の開催をするということで、この間、説明会をやられてきているところで、住民の意見を真摯に受け止めて反映するものになっていないという声が届いております。質問をして、1回回答があつて終了ということで、やはり疑問や不安がある方は、やり取りをしたいということですので、そうした中で議論も煮詰まっていくと思っておりますので、そうした開催の仕方も含めて、きちんと住民の意見を反映するようにやっていっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長

説明会の住民の方のご意見ということでございますが、今おっしゃっているのは、恐らく3月に行った事業者説明会、経緯の中で書いてある説明会の件だと思います。こちらも、同じ内容を2日行って、かなり大きな会場を用意させていただいてご説明して、かなり多くの方にいらっしゃっていただいております。今おっしゃったように、なかなかやり取りがということはありませんけれども、やはり区としましては、多くの方にご意見をいただきたいということで、そういう運営をさせていただいているところがございます。今後も、できる限りいろいろな方のご理解をいただけるように、説明会の開催の仕方、もしくは意見をいただける当日の進め方、可能な限り、時間の許す限り行っていきたくと。ただ、新型コロナウイルス感染症の拡大の関係で、時間の制約が出てくる可能性はありますけれども、その辺はよくにらみながら、できる限り皆さんのご意見をいただけるように努めていきたいと思っております。

○のだて委員

多くの方の意見も聞いていただきながら、開催方法も含めて、ぜひ検討して、やはり住民の意見を反

映できるようにしていただきたいと思います。

それで、今回、土地区画整理事業の決定ということで、必要な都市計画という中で出てきておりますけれども、この決定をされるのがいつになるのかというのでしょうか、具体的な日程というのは調整中ということでしたが、この都市計画決定がされると、土地区画整理事業も決定されるということなのか、その辺りを伺いたいのと、今回、区の土地とJRの土地を交換するわけですが、等価交換というのか、区画整理でそういう言葉を使うか分かりませんが、そういったことの根拠などを出していくということが必要だと思うのですが、そうしたことを検討していくのかどうか。それで、同じです、等価ですということを、やはり説明していくことが必要だと思うのですが、そうしたことを考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○多並都市開発課長

まず、土地区画整理事業でございます。今回の決定につきましては、品川区が都市計画決定の決定者になりますので、決定する内容といたしましては、土地区画整理事業の都市計画決定としては、事業範囲と整備する公共施設というのをこの中で決定いたします。決定の時期といたしましては、今の予定ですけれども、A4の資料の下に書いてありますけれども、今のところ、11月下旬を見込んでいます。

その後のスケジュールですけれども、この決定の後、事業認可というのが最終的に必要になってきます。それをもって、事業の実際の細かいところの計画が決定されていくと。それについては、東京都が決定することになります。区といたしましては、今のところ、今年度中に事業決定までを予定しているということが区の考えでございます。

あと、土地の再編のもう一つのご質問ですけれども、これにつきましては、法律上言えば換地という言葉になりまして、内容としましては、交換ではなくて再編というのが正しい言葉だと思います。換地という作業を行います。

その評価の仕方ですけれども、今、見込み、この土地区画整理事業につきましては、やはり東京都や区が事業者、いわゆる権利者となっていますから、やはり公平な観点が必要だろうということで、今、予定しますのは、UR都市機構に土地区画整理事業の事業者としてお願いする方向で、今、調整を進めているところです。UR都市機構が、その中で土地評価については法律に従って、評価につきましても複数名、評価者を3名程度と聞いていますけれども、複数名の方を評価者としてやって、換地が適正に行われているかどうか、評価が正しいかどうかについても確認するというので、より公平性が高まるような進め方ということで、区としても考えていますし、事業者の皆さんの間でもそういう形で検討を進めているところでございます。

○のだて委員

そうしたことを議会にも報告していただくようお願いいたします。どういう評価をしたのかということです。

それと、今回JRの開発、広町地区の開発をすると、やはり商業施設も多くできるということで、近隣商店街のお客さんが、そちらに流れてしまうのではないかとということが危惧されるわけですが、それをどのように考えていらっしゃるのか。今回、C地区ということで、東急の線路上もこの地区計画の中に入っているわけですが、C地区にも大きな高層ビルなどが建ってくるということになっていくのか、伺いたいと思います。今回、この地区整備計画の中では、B地区・C地区については、名前、範囲、面積が載っているだけということになっておりますが、今後、これを誰が変更して、いつ決めていくの

か、伺いたいと思います。

○多並都市開発課長

まず商業施設等で、近隣の商店街への配慮ということかと思えます。商店街の方々からも、区に、またJR東日本にも、開発計画による商店街への影響ということで、ご不安の声というのをお聞きしているところがございます。区といたしましては、商店街だけではなくて、もう少し南側を、大きく捉えまして、大井町全体に人々が回遊できるようにするべきだと考えているところがございます。要するに、広町地区、今回開発する中の地区だけではなくて、より広い地域に人々が滞留できるような、歩いていけるような、回って全体的に活性化できるような方策が一番よろしいかと思っています。そのような形になるように、今、関係者としましては、東急電鉄が大きく関係しておりますので、また、高架下の商店街の方々のご意向というのでも大きなところになりますので、具体策をこれからより検討していきたいということで、現在、今、調整している段階でございます。これにつきましては、開発計画のスケジュールもありますので、それをにらみながら段階的に、今できることと今後やることということで、一緒に話し合いながら、より活性化できるような方法というのは検討していきたいという方向で考えています。

あと、もう一つの、C地区といわれている高架下のところですけども、ここにつきましては、電車が上に通っていますから、高いものはもう建たない。要するに、今回のC地区といわれているのは、本当に高架下の鉄道の敷地しか入っていませんので、何となく広がっているように見えるのですが、これは駅舎の形で広がっているだけで、要するに上に広がる余地はないということで、いわゆる高層のビルということは想定しておりません。要するに、高架下の空間の整備ということを想定するものでございます。

今後の土地計画の変更等の考え方ですけども、これも段階的整備ということで、今回先行してJRのA街区を中心として都市計画の決定を行っていく予定ですけども、今後は、区の新庁舎の計画に合わせて、また必要な都市計画の決定、また、その後、C街区についてもいろいろ計画が出た場合に、併せながら、それも、できれば、それは進捗を見ながらになるかと思えますけれども、必要になれば決定していくということで想定しているところがございます。

○のだて委員

近隣商店街への影響というところで、区としては、大井町全体に回遊できるようにということですけども、かなり多くの商業施設がJRの中でできるということで、改札もそちら側にできるという計画になっておりますので、そうすると、やはりそちらのほうに流れ、同じ改札に帰っていくということになるのではないかと、非常に私は危惧しております。

今、実際、劇団四季を見る方が通っておりますけれども、やはり商店街は通り過ぎていくだけという状況になっていると思うのです。そういった中で見ておりますと、さらに人さえ通らなくなってしまうという状況になってしまうのではないかと考えているので、やはり近隣商店街をしっかり守っていくということで、区としても力を尽くしていただきたいと思えます。その中で、今回、高架下のところ、C地区が計画内に入っておりますけれども、高架下のところが計画内に入っているということは、ここも建て替えというのですか、そうしたことがあるのか。そうすると、既存の商店街の皆さんは、ここに残ることができるのか。追い出されてしまうという可能性があるのではないかとと思うのですが、いかがでしょう。

○多並都市開発課長

まず、商業の件ですけども、一つはハード的な整備の方法ということで、今、関係者でいろいろ検

討しているとお話ししました。もう一つの考え方としまして、ソフト的な考え方で、これはJR東日本もそういう考えなのですけれども、やはり、より、大井町全体で、この地区で盛り上がるようにということで、より一体的な、人の回遊がなされるようなソフト的な施策についても考えていきたい、地元と話していきたいとおっしゃっていますので、ここはそういう形になるかと。あと、もう一つは、他地区でもありますエリアマネジメントという組織をつくって、それで連携しながらやっていくという形もあります。それも一つ、検討していかなくてはいけないかとは思っていますので、そういういろいろな方策を、これからハードの整備を進めながら、ソフトについても並行して進めて、出来上がったときには、より大井町の活性化につながるような方策というのは、最適な方法は考えていきたいということで、それは皆さん共有の考え方で、今、検討をみんなで進めているというところです。

あと、高架下の件ですけれども、これについては、現在は計画はありません。ないのですけれども、ここの地区の、今回はまちづくりを考える点で26号線があって、そこまでの地区の捉え方から考えると、どうしても高架下も含めて考えざるを得ないだろうということで、今回は一緒に考えています。一緒に考えるべきだというのは、そういう意味で今回は整備していると。ただ、具体的な計画については、今後出てきた際には、それに合わせてまた例えば変更ということになってくるのですけれども、そういう計画ということで、現在は計画はないというところであります。

○こんの委員長

そろそろまとめてください。

○のだて委員

そうしたら、最後に1点。今回、B-2地区のところが、にぎわい施設ということで書かれております。今まで、にぎわい施設等ということで書いてあったような気がするのですが、今回、にぎわい施設ということで、どういったことを、つまり何なのかということをお伺いしたいと思います。

○多並都市開発課長

表記といたしましては、これも説明のときに、大井町のまちづくり方針の中で、行政機能と、あと、にぎわい機能ということで、にぎわいの施設ということで書かせていただいていたのですが、この中身なのですけれども、より、そこの行政機能というのが、ここでやるということが出てきましたから、その表記の仕方としてこういう書き方をしているということで、まだ具体的に何をどうするかというのは決まっていませんけれども、表記として、その方針の言葉を使いながら、丁寧に書かせていただいたというところです。だから、まだ具体的には決まっていません。

○のだて委員

そうすると、このにぎわい施設というのは、まだ具体的に決まっていないということですが、この間、アリーナという話もありますが、アリーナも含めて検討中ということですか。

○多並都市開発課長

おっしゃるとおり、まだ、アリーナも含めて全て、要するににぎわい施設を何にするか、B-2地区については、今後の施設計画については検討中というところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○本多委員

資料を見させていただきまして、気になったので質問いたします。りんかい線や東急線がどのように、影響が出なければいいと思うのですけれども、全く支障がないのか、ちょっと心配になったので、その

辺を教えてください。

○多並都市開発課長

りんかい線が、ちょうどこの地区の下に、円を描くというか、曲がって、ずっと入っているところ
です。今回の施設計画については、A-2地区という、J Rの開発、広場にするとところなわけけれど
も、ここが一部、下にりんかい線が通っています。あと、区の敷地についても、左側の角のところ、
りんかい線が、曲がりがちょっと入ってくるというところで、ここについては、東京臨海高速鉄道とも
よく協議しながら、大きいものは造らないで、避けながら造れるようにということで、よく協議しなが
ら、この計画をつくっておりますので、運転など、施設には影響がないと、ご安心いただければと思
います。あと、東急線についても、今ある高架下の部分を道路とすることですので、これについても鉄
道に関しては影響がないように施設を造っていくという計画でございます。

○本多委員

分かりました。あと、進めていく中でも運行に特に支障がなければ、それで安心できますので。

あと、先ほどのやり取りの関連で、B-2地区のにぎわいのところなわけけれども、品川区のこれ
までの再開発等を見てきまして、目玉というものが無いと、本当に感じるわけけれども、ここでは、
にぎわいの施設は、ぜひ品川の中で目玉になるものを考えていただきたいと思います。アリーナ
も当然含まれますので、その辺は、やはり品川区のまちづくりで目玉が無いというところで、ぜひこ
こは目玉を創設していただきたいと思います要望して終わります。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○西本委員

まず確認なのですが、これは品川区とJ R東日本によるということなわけけれども、役割分担とい
うのはどうなっているのか。計画が上がれば上がるほど、どこからどこまで品川区の権限があつて、ど
こからどこまでJ Rが権限があつて、最終的な判断はどうなるのか。例えばA-1地区からB-2地区
という形で総合的にやっていくというのは変わらないと思うのですが、最終決断というのはどちらに権
限があるのでしょうか。

○多並都市開発課長

A3の資料の裏面の右側を見ていただくと、これが開発で、今おっしゃったようなA-1・A-2地
区はJ R東日本の開発計画の敷地です。左側のB-1・B-2地区は品川区の開発になります。それで、
この内容としましては、再開発等促進区と表面に書いてあるわけけれども、そういう地区計画を定め
て行う事業になっています。この理屈は、要するに、今回、区が入っていますけれども、一般的には民
間開発を、再開発等促進区という地区計画を定めることで、この中で必要な公共施設を整備するもの
について、整備した内容に従って容積を緩和することで再開発等を促進していくという制度になっていま
す。そういう観点で行う事業となっていますので、今回は、その促進区というものをかけると、まずは
やるわけけれども、おのおの事業の敷地の中で、民間が、区の中は区でやるということで、おのお
のがやるということになっていますので、だから、敷地で権限が分かるとご理解いただくのが一番分
かりやすいかと思います。そういう理屈です。

○西本委員

敷地で権限が決まるということで、恐らく提携しているんで、お互いの協力性というか協調性とい
うか、何でしょうか、ここは全体、外から見た限りだと、A地区であろうとB地区であろうと一体なので、

ちぐはぐな状況になってはいけないという思いはあるわけです。そこはもちろん提携が組まれているわけだから、調整を図っているのだらうとは期待はしているのですけれども、その具合はいかがですか。

○多並都市開発課長

今おっしゃっていただいたことがないように、J R東日本と品川区で、お互いに各地区の整備を一体的にできるように、まず、まちづくり方針という形で区で示しました。

具体論といたしましては、A3資料の表面なのですけれども、地区施設ということで、両地区が連携して一体的にできるようにということで、例えば1号の、デッキといたしましたけれども、デッキも、これは各地区の中なので各地区でつくっていくのですが、これもきちんと地区計画の中で、一体的に通れるように担保する意味も含めて、ここに書かせていただいています。そういう意味で、今までいろいろ協議してきた内容を、地区計画というところで担保しながら、民間開発と区の計画というのは一緒にやっていくという考え方でございます。

○西本委員

ありがとうございます。恐らくは協力し合いながらということは期待しているところではありますが、もう一つ、変更があったときの、自由にそういう変更、J Rの考え方が変わったとか、社会情勢が変わったとか、これから品川区も、例えばB-2地区などは、にぎわい地区ということで、まだ全然決まっていないということでもありますから、そうなってくると、当初、こんな感じというのが、いろいろなご意見を聞くと、ある程度、変更したほうが良いというような状況が出てきた場合の柔軟性というのは協議されているのかということと、もう一つは、デッキのところなどを見ると、地上部もそうなのですが、自転車の明記がないので、自転車走行がどうなってくるのだらうというのが分からないのです。デッキ部分も、新しい歩行者専用通路というのできるのですけれども、そこもやはり自転車は駄目なのかみたいな。これだけ広いと、当然ながら、自転車は通りたくなります。それと、地上部については、C地区の脇の道路というのですか、広いところが、今、自転車レーンがありますが、そこがちょっと危険で、今の状況だとちょっと危なくて、歩行者のところを通るのも怖いし、この辺の工夫も同時に進行されているのかどうか、考えられているのか、自転車に対しての考え方を聞きたいと思います。

○多並都市開発課長

まず、計画の今後の変更への対応、柔軟性ということでございますけれども、おっしゃるとおり、例えばB地区でこれから開発を考えた際に、A地区も含めて変更が万が一必要になった場合には、それは区だけの思いではできなくて、J Rの敷地の中のA地区の地区施設を変えることになりますので、区だけで単独では決められないと。ですので、必ず両者がお互いに協力しながらやるということになりますから、原則はやはり今のこの計画にのっとってつくることですけれども、それ以外でもし出た場合には、ちょっと工夫していくことになるかと思えます。そういう意味の、区単独では変えられないようになっている。逆の言い方をすれば、J Rだけの変更ではできないようになっているというのですか、そういう考え方のための地区計画の担保ということになります。

あともう一つの、自転車の件でございますが、自転車は、デッキは通行不可です。要するに歩行者デッキですので、歩行者のみと。ただし、自転車の地区内の利用については、駐輪場は必ず造りますので、駐輪場をA地区に造るのですけれども、その中に、区画道路1号・2号を通過して駐輪場に入って、歩いて通っていただくということを想定しているところでございます。

○西本委員

自転車の件は分かりました。ただ、広いと、歩くよりも、自転車は使いたくなるのです。例えば、お

子さん連れの方は、いろいろなところに行こうとするときに、やはり自転車を使いたくなると思うのです。なので、1人であれば、駐輪場があれば、そこに置いて、すたすた歩いていけると思うのですけれども、お子さん連れの方だと、商業施設との距離が遠いと、やはりつらいと思うのです。だから、そういうときの自転車の使用については、もう一度JRと検討してほしい。やはり私は、子ども連れの方々が楽しめるまちというのがいいと思っていて、安心して利用できるというようなものが、このイメージとして合っていたらいいと思うのですけれども、そうなってくると、子どもたちをどうやって連れていくかとか、子ども用の遊び場などを造ったときには、やはり、そこまで行くのに自転車というのは使うのです。なので、それはちょっと今後、検討課題としていただきたいということが一つありますので、お願いします。その考え方を最後にお聞きします。

それと、情報共有の中で、お互い、JRと区でいろいろ検討し合う、言わば勝手にできないということなのですが、これからいろいろ区民の方々から情報というか、ご意見を聞く場というのが出てくると思うのです。特にB地区などは、皆さんの意見を聞きたいという話になってきて、いろいろご意見をいただくことになると思うのです。そういったときに、内容によっては、私たちもいいと思っても、JRのほうでは「それはちょっとね」というのが、当然、意見の違いが出てくると思うのです。その際に、区民の人たちへの説明はきちんとしていただきたいと思うのです。こういう要望があって、議会も「いいね」と言っているにもかかわらず、なかなか進まないというような状況があるやもしれない。そういったときに必要なのは、やはりこういう理由で、JRの考え方はこうであって、だから今、協議中であるなどというのを、やはり情報提供を、ぜひ区民の方にお伝えしながら、にぎわいゾーンのところは設定していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長

まず自転車の、やはりデッキについてはどうしても、押して引いても何でもですと、必ず行く先があって、そこに放置すること、放置という言い方はあれですが、止めると、別の言い方をしますと放置なので、なかなか、やはりデッキに自転車が入るということは、歩行者の安全上、またバリアフリーの観点上からも、あまりよろしくないかと思えます。これについては、今のところとしては、やはり区というか、デッキについては自転車の通行はしない形で、限定で考えているというところです。

あともう一つの、情報共有で、今後のいろいろご意見なのですけれども、これについても、もともとのまちづくりを考える点で、今回の関係者の中で、みんなで周辺住民も含めて使いやすいまちにしていこうということで、理念としては一致して進めているところでもありますので、また、いろいろご意見があれば、今後いろいろな形で出てきた際も、今回の整備だけで終わりではなくて、いろいろきちんと話をしながら、あとは、お話ししたいいわゆるエリアマネジメントとか、そういう大きな仕組みに移行できれば、そういうものも通じてJRとの調整などがいろいろできるかと思えますので、少なくとも、そういう部分も、万一できない場合には、今おっしゃったような、区民の方には、もしいただいた場合には、丁寧に説明しなくてははいけないかと。そういうところで区としてはやっていきたいと思っているところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

○こんの委員長

次に、(5) (仮称) 新TOCビル計画事業者による近隣説明会の開催についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○多並都市開発課長

私からは、(仮称) 新TOCビル計画事業者による近隣説明会の開催について、お手元の資料に基づきご説明いたします。まずは1枚目のA4の資料をご覧ください。

ここで1点、訂正がございます。このA4の資料のタイトルの部分であります、「(仮称) 新TOCビル計画」とありまして、その次に「に関する」という言葉があるのですが、この「に関する」という記載の削除をお願いしたいと思います。正しいタイトルとしましては、「(仮称) 新TOCビル計画事業者による近隣説明会の開催について」というところがございます。申し訳ございません。

それでは、1「事業概要」をご覧ください。事業者は株式会社テーオーシーで、区からの補助などはない、民間開発の案件であります。そのほかの事項は資料記載のとおりでございます。

次に、2「近隣説明会の開催予定」の概要であります。開催日時は9月25日13時からと、27日18時からの、同じ内容で2回開催する予定であります。周知方法は、計画地から約300mの対象地域へポストイングでお知らせする予定です。対象地域は、A4資料の裏面に記載しております。

次に、計画概要ですが、2枚目のA3の資料をご覧ください。計画地は、都道と国道に挟まれた、現在のTOCビルが建っている敷地に建て替える計画となっております。現在のTOCビルは、昭和45年に開業してから約50年以上が経過しており、建物の耐震性の確保を図ることも必要であることから、建物の建替えに合わせて機能更新を図る計画となっております。また、高度利用地区の適用により、周辺地区に不足する空地や広場等を敷地内に整備することに併せて、既存の商業や催事機能の強化や、五反田におけるビジネス機能を整備することで、平成26年に策定した五反田駅周辺にぎわいゾーンまちづくりビジョンで位置づけた、にぎわい拠点の形成に寄与する計画となっております。また、地区計画の中で、約500平米の公園1号を位置づけることで、計画地と連携した緑のネットワークを構築するものであります。

続きまして、施設計画の概要についてです。敷地面積は約2万1,536平米、床面積は約27万6,000平米、建物の高さは約150m、地上30階建て、地下3階建てで、そのほかの事項につきましては資料記載のとおりでございます。

配置イメージと断面イメージをご覧ください。本体のビルは国道1号線側に配置する計画で、高層階が大規模高規格オフィスで、中階層が小規模対応オフィスであります。また、低層階には商業機能、地下2階に催事場が計画されております。高速道路が通る都道側には駐車場を配置し、約880台の駐車ができる施設となる予定です。

お手数ですが、1枚目のA4の資料にお戻りください。最後に、3「今後の予定」であります。今後、都市計画原案説明会および都市計画案説明会などを開催し、都市計画審議会での審議をいただき、地区計画や高度利用地区の決定をしていく予定です。具体的な時期につきましては、現在、関係所管と調整しているところであります。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○のだて委員

まず権利者数を伺いたいのですけれども、これまでの件と同じく、土地所有者、借地権者、建物所有者、借家人など、それぞれ人数を伺いたいと思います。

それと、今回、高度利用地区を使った開発ということで、容積率の緩和がされていると思うのですが、A3の資料を見ると、指定容積率が712%で、プラス300%ということになっているのですが、この仕組みというのですか、いろいろ公園や空地をつくって、300%プラスになるということによいのかというか、もう少し具体的な説明をしていただけたらと思います。

それと併せて、この間、TOCの建替えに当たって、旧第一日野小学校の貸出しをしていたと思うのですけれども、今回こういった建替え案が出てきて、旧第一日野小学校は今後どうなっていくのか、どう活用していくのかというところを伺いたいと思います。

○多並都市開発課長

まず、権利者でございます。今回、民間開発事業とはなっております。TOC本体の建物の敷地につきましては、土地所有者は株式会社テーオーシーのみになります。建物所有者の中に、株式会社テーオーシー以外に15名の方がお持ちの区分所有があります。それ以外の地区計画の範囲の中ですけれども、土地所有者が、テーオーシー以外に1者、いらっしゃいます。

あと、次の、高度利用地区につきましては、高度利用地区という仕組みとしましては、地区内の土地利用の状況および将来の動向、周辺の市街地の土地利用の動向等の地区の特性を踏まえて、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする制度でございます。この具体的な内容につきましては、東京都の高度利用地区指定方針及び指定基準というものがあまして、これに準拠しながら、区としても考えているところでございます。この中で、今回のこの地区につきましては、プラス300%ということで、空地等の計画を定めているものもありますので、その基準に従った範囲内になっているということで区としては認識しているところでございます。

あと、旧第一日野小学校のところですが、テーオーシーに、今のTOC五反田メッセという形で貸し付けている土地ですけれども、令和4年9月に貸付期間は満了する予定となっております。これにつきましては、昨年の11月に行財政改革特別委員会の中でも報告させていただいているかと思うのですけれども、この中で今後の予定として、保育園および荏原複合施設、仮で施設を建てる敷地ということで活用予定ということで報告させていただいているかと思えます。

○のだて委員

そうすると、旧第一日野小学校のほうは、区として考えている活用法は変わらないということですね。分かりました。

それで、容積率の緩和のところでは、指定基準に沿ってということですが、緩和するための施設というのですか、一つは公園があると思うのですが、ほかに、歩道上空地などもあると思うのですけれども、そういった施設としてはどのようなものがあるのか伺いたいと思います。

それと、今、TOCの中にいろいろと、業者の方など、恐らく建物所有者の方々なのかという感じはしますけれども、入っていると思うのです。そういった方々は、今後、建て替えた後に残ることができるのでしょうか。伺います。

○こんの委員長

すみません。のだて委員、これはあくまでもTOC側のものなので、区の行政の方は、細かく説明を求めても、なかなかそこはお答えは難しいだろうと思われまます。ですので、お答えできる範囲で結構ですので、お願いいたします。

○多並都市開発課長

まず容積率の件からでございますが、A3の資料の左側にありますような、今回、緑色で描いてあるところと、建物以外の部分については、現在のTOCのビルを見ますと、今までなかったようなところが空地として、緑の空間などを整備すると。ここが、基準の中でも一定の算式がありまして、これに従って容積緩和ということで受けられるということで、そういう認識をしているところでございます。

詳細につきましては、今後、説明会の後、品川区に対して都市計画案の提案という形でテーオーシーから来る予定ですので、それを最終的には見させていただいて確認していくというところが、現時点での考え方でございます。

もう一つの、建替えに際してのことですけれども、これにつきましては、民間計画の中で適切に対応するというのを聞いておりますので、詳細については、今後、事業者の中で適切に行っていくものと認識しているところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

○芹澤委員

すみません。何点か簡単な質問をお伺いしたいのですが、先ほど、区の補助がない民間の開発ということで、これは、民間の開発がそもそも議会に報告される判断基準というのは、都市計画か何かが出てくるからということなののでしょうか。あと、公園のところまで一体となって考えて、緑のネットワークを構築と書いてあると思うのですが、公園というのは、広場ではなくて公園という名称というのは、管理は区がやるということなのですか。そうではなくて、あくまでも計画の中で公園、広場と公園の違いがちょっと分からないのですけれども、あくまでも緑の広場が造られて、テーオーシー側が管理するというイメージでよろしいのでしょうか。

○多並都市開発課長

まず、報告の考え方ですけれども、まず民間開発の都市計画決定。今回、高度利用地区と地区計画という二つの都市計画。両方とも品川区の決定なのですけれども、この二つの決定に対しての、これから事業者がそれに際して提案してくるということがありますので、その前に事業者の説明をするということを、事前に議会へ報告するという考え方でございます。これについては、ここだけではなくて、広町地区のときもそういうふうに致しましたし、それ以外の大崎地区についても同じような考え方で進めさせていただいております。

もう一つの、公園ですけれども、これについては、現時点の考え方としましては、区に提供されて、公共の公園となる予定としておりますが、ただ詳細については今後、具体的に詰めていくということで考えております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

それでは、会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時10分休憩

○午後3時20分再開

○こんの委員長

それでは、休憩前に引き続き、建設委員会を再開いたします。

(6) 品川区立環境学習交流施設の愛称決定について

○こんの委員長

次に、(6)品川区立環境学習交流施設の愛称決定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○河内環境課長

私からは、品川区立環境学習交流施設の愛称決定につきまして、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、お手元の資料をご覧くださいと思います。

1の「概要」でございますが、令和4年5月に開設いたします品川区立環境学習交流施設につきまして、地域の方や利用者の方などに親しみや愛着を持っていただくために、また広く施設を周知するため、施設の愛称の募集・選考を行ったものでございます。

募集・選考につきましては3にございますとおりで、令和3年3月21日から4月20日の期間、区民の方を対象にいたしまして募集を行い、220件の応募をいただいたものでございます。これにつきまして、関係町会の方3名、行政から4名、有識者1名からなる愛称検討会を経まして、区で決定したものでございます。

決定された愛称でございますが、2にございますとおり、「エコルとごし」となったものでございます。これは、エコな活動をするということで、「エコル」と。若い方がよく、タピオカを飲むのに「タピる」、動詞形で使われる場合もありますが、そういったもので、エコにつながる活動が広く伝わり、戸越の地から、活動の輪や、また交流の輪が広がってほしいという意味が込められているものでございます。地元の小学校の寺田琉利さん、10歳の方の応募でございました。この愛称につきましては、広報しながわ8月21日号にて公表し、また周知を進めてまいるものでございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

新しい愛称が決まったということなのですが、寺田さんに対しての発表というか、応募者の寺田さんなのですけれども、表彰や、何か告知は、全体的に告知はされるのですか。品川区民の皆様方に、こういう方が応募して選ばれましたというものをやるのでしょうか。

○河内環境課長

ご氏名などは公表させていただく予定で、あと、込められた意味、趣旨につきましては公表いたしますが、そのほかにつきましては一応、個人情報というところで、伏せさせていただいているところでございます。

○西本委員

多分、10歳だとすると、学校に行っているのですよね。区立なのか公立、私立なのかはあれですけれども、でも、そこはやはりお礼というか、何かできないのですか。

○河内環境課長

お礼は2つということで、1つは、こちらの、景品ではないのですが、地域の商品券ということで贈呈するとともに、現在、検討予定中ではございますが、こちらの開設式のときに、先ほど親子の話が出

ましたけれども、親子でご招待させていただきまして、ぜひというところで、そういったところを今考えているところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(7) 品川区立環境学習交流施設指定管理者候補者の選定について

○こんの委員長

次に、(7)品川区立環境学習交流施設指定管理者候補者の選定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○河内環境課長

品川区立環境学習交流施設指定管理者候補者の選定につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。お手元の資料をご覧くださいながらお聞きいただければと思っております。

1の「経過・趣旨」でございます。令和3年第2回定例会におきまして、施設条例の議決をいただいたところでございます。その際、施設管理につきまして、指定管理者であるということ、また指定基準を決定したことから、これによりまして、令和元年度に公募型プロポーザルにて選定された事業者でございますが、指定管理者候補者として総合的に審議するために、令和3年4月1日に改定のございました、品川区指定管理者制度に係る基本方針に基づきまして、予備委員会および選定委員会にて選定を実施するものでございます。これにつきまして、指定管理者が管理を行う施設、また主な業務、指定期間などがございまして、2から4に表記のとおりでございます。また、選定基準につきましては、5の(2)のとおりでございます、これは施設条例の規定に基づくものでございます。

6の「今後の予定」でございますが、8月に指定管理者候補者選定予備委員会および指定管理者候補者選定委員会を実施いたしまして、候補者を選定するものでございます。選定された候補者につきましては、令和3年第3回定例会にてご審議いただく予定と考えてございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

今回、指定管理者選定に当たって、選定委員会を設置するということですが、選定委員会のメンバーはどういった方になるのか、知識人というのか、専門家も入れてやるのかどうか、伺いたいと思います。

選定基準の中で、今回4点、平等な使用およびサービスの向上を図るとか、あとは今回の環境学習交流施設の条例の設置目的を達成する十分な能力を有しているということなどが挙げられておりますけれども、②のところ、管理に係る経費の縮減を図るということで書かれているのですが、こうした経費の縮減というのはどういうものに当たるのかということなのですが、しっかり目的を達成していくために運営していくというところで、経費の縮減というのが、人件費の削減などをされてしまわないかという危惧を抱いているのですが、やはり必要な人員体制等はしっかり取っていただいて、やっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○河内環境課長

まず、選定委員会のメンバーでございますが、委員長、それから委員につきましては、行政庁内の者

でございますが、2名ほど、外部有識者がおりまして、そちらのほうで外部有識者の比率を50%まで高めまして、選定を行うものでございます。

それから、経費の削減等についての考え方でございます。高い、低い、いろいろな考え方が内容によってございますが、同程度の建物を全国比率で考えまして、平米単価などを割り返し、また人件費の内容なども精査いたしまして、適正な価格において、こういったものがなされるかどうかを精査するという意味で、経費の縮減ということを考えていくという考えのものでございます。

○のだて委員

経費の縮減というところで、同程度の施設と比較してということでしたけれども、何か特色のあることをやろうとするとお金がかかるということもあったりするので、そういったところは、やはり実態を見てというのでしょうか、住民の環境意識を考慮していくというところで、しっかりと経費はつけていくということをやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○河内環境課長

特色に応じてというものもございますが、一方で、こちらのものはNearly ZEBという省エネ、それから創エネの施設ではございます。そういったところの運営を適切にやることによりまして、節減額の正確な積算でありますとか、そういったところを考慮いたしながら、運営に適切な事業者を選んでいくという趣旨でございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西本委員

これから選定していくということなのですけれども、これは、いつでしたか、環境学習交流施設条例に基づいてということなのでしょうけれども、もちろんこの条例に即した形で行うということが前提であると思うのです。だから、公募型プロポーザル方式ということなのですけれども、当然これがベース、できて当たり前という方々が公募されてくるのだらうと思うのです。ただ、そこでやはり、ある程度、自由度というものが必要かと思っていて、環境という、なかなか周知するのが難しいと思うのです。それで、体験型でありますので、いろいろ体験するに当たっての経費の使い方であったり考え方であったりということが、いろいろ出てくるかと思うのです。それをどういうふうに、選定する側としてどういう意識を持っているのか。選定する側にその意識がなければ、何だらう、選んだところが将来性がない場合も多々ある可能性もあるので、選定する側の考え方についてお聞きしたいと思います。

○河内環境課長

まず、公募の件でございますが、令和元年度に3者公募で行っておりまして、それにつきまして、改めまして現在のルールに適応させまして、適応するかどうかの選定ということでございます。それから、選定に対しての意識の持ち方あるいは重視する点でございますが、主にやはり重視しておりますのは、今まで実績をどう上げてきたかという点。特に、具体的に集客能力といいますか、運営能力といいますか、こちらにつきましては、全国で128か所の指定管理者を、いろいろ実績を持っている中で、特別区の中でも4区12施設を持っているという点。それから、大きな特色と私が認識しておりますのは、狭山市の博物館でございますが、元直営のところを、指定管理者を受けたところで、75%の集客の向上を見たという点。先ほど西本委員がおっしゃられたとおり、親子の方々や、体験型のもの、いわゆる周知の仕方など、大いに、こちらの交流施設に通じる、実績を適用できるものが多かったものですから、こういったところの視点を重点的に持つというところで、ここの場に置いたところで十分にそれが発

揮できるかどうかというところに意識を持って、選定したというところでございます。

○西本委員

選定する側の意識というのは非常に大切だと思っているのですが、1点、もちろん実績というのは大切だと思います。なので、いろいろ選定する側の担当の方々が、いろいろ今、課長がおっしゃったようなところを見て、選択基準というか、選択の指標になるのだらうと思うのです。ただ、実績だけではなくて、実績はあまりないが、いろいろな発想がある。選定する側としては、まだ実績ということがない場合に、非常に不安なところがあるかと思うのです。だけど、なかなか面白い視点があるのではないかなというところは、やはり採用してもいいのかと思います。実績重視も必要なのですけれども、それ以上に柔軟性というか、既成概念にとらわれないというようなところのほうが、いろいろな面白いことをしていただけるかという期待をすごくしているのです。指定管理者ですから、非常に管理者のほうの自由度というものを認めていただいて、それで環境という意味での認知度が上がっていくといいと思っているのですが、その辺はいかがですか。

○河内環境課長

今後、業者を、今ヒアリングしているところでございますが、他の部署でいろいろ適用したもの、ここに合うかどうかというのは別なのですが、いろいろなアイデアをお持ちの業者で、さらに関連業者からも、いろいろなアイデアを収集する能力もたけているという点もでございます。また、私どもが押されるほどのアイデアをいろいろ出してくださっているところもございまして、今後また運営を進めて、仮にですけれども、運営をしていくにしたがって、区民の方から、いろいろな細々したところの便利な情報など、それから使い勝手など、ご要望が出てくるかと思うのですが、そういったときには柔軟に対応しながら、区民本位の、また、先ほど愛称もありましたが、ああいった方の思いを無駄にしないためにも、そういったところで努力を続けていきながら、実績を上げていきたいと考えているところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(8) 東京港大井ふ頭（都有地内）において確認された「ヒアリ」について

○こんの委員長

次に、(8)東京港大井ふ頭（都有地内）において確認された「ヒアリ」についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○河内環境課長

大井ふ頭で発見されましたヒアリの件につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。資料をご覧くださいと思います。

発見の経緯でございますが、令和3年8月3日でございますが、環境省が全国60か所の港湾で実施いたしております全国港湾調査におきまして、大井ふ頭で約150個体が発見されたものでございます。翌8月4日に専門家を現場に派遣していただきまして、ヒアリであることが正確に確認されたものでございます。

区の対応でございますが、当日、区のホームページ、ツイッターなどで周知を行ったというところで、いち早く注意喚起を行ったものでございます。また、ふ頭周辺の事業者などにつきましても、

電話にて注意喚起を行ったものでございます。その後なのですが、ホームページなどを見て、区民からの問合せが9件ほどございましたが、全て似た生物のものということで、ヒアリは現状、発見されていないところでございます。

また、港湾周辺の区有施設などにおきまして、年4回、こういったものの調査を行っているところでございますが、5月、7月、今年2回実施した実績では確認されていないような状況でございます。今後も、国、都と連携いたしまして対応を継続していきたいというところでございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

この間、ヒアリが度々確認されていると思うのですが、今までは区内に生息しているということはないというお話だったのですが、今回も海外から運んだ荷物にくっついてきたということでいいのかというところを確認させていただきます。

○河内環境課長

おっしゃるとおりでございます。何か、くっついてきたと言いはあれですが、付随してきたというところで、環境省の見解によりますと、日本への定着はないということで報告されているところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

4 その他

○こんの委員長

次に、会議の運営上、予定表の順番を入れ替えまして、予定表4、その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

○中道まちづくり立体化担当課長

私からは、リニア中央新幹線第一首都圏トンネル（北品川工区）の工事説明会のお知らせについてご報告いたします。机上に配付しましたA4資料のお知らせのビラでございますが、こちらはJR東海が作成した資料になります。また、8月13日からリニア中央新幹線の計画路線周辺にお住まいの皆様へ配布しております。

内容になりますが、令和3年6月8日に開催いたしました、リニア中央新幹線の安全性に関する説明会で説明した内容を踏まえまして、JR東海は、JR東海用地内などにおいて実地で確認することを主眼に置いたシールドマシンを動かしながら、調査掘進を実施するというところでございます。こうした調査掘進や、また工事の概要などについて、計画路線の周辺にお住まいの皆様に対して説明会を開催するというところでございます。

日程は、中段にございます、8月27日、29日、9月1日の3日間、内容は同じと聞いてございます。場所は、きゅりあん大ホールになります。

また、裏面には、新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願いや、家屋調査実施への協力のお願いといったことが記載されております。

○こんの委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして特に確認したいことがございましたらご発言願います。

○のだて委員

今回、調査掘進をするということで説明会がされるということですが、調査掘進というのはどういうものなのかということなのですが、具体的に言うと何m掘っていくのかとか、どういうことをやられるのかということをちょっと伺いたいと思います。

あと、裏面に、家屋調査の実施ということで、これからやられるのですかね。もし進んでいるところがあれば、何件進んだのかなど、聞いていましたら伺いたいと思います。

○中道まちづくり立体化担当課長

調査掘進でございますが、今、J R東海は、掘進に伴いまして、使用する材料であったり施工管理の徹底、または地上部の隆起するか、しないかといった形の計測であったり、振動、騒音などの、やはりマシンに見合ったどのような計測をすべきかということを検討はしてきたというところでございます。それを、実際にマシンを動かしまして、材料の適合性だったり、今挙げました様々な取組について現地確認をするということをお願いいたします。

具体的なm数であったり工事期間であったり開始時期ということにつきましては、今現在、区も把握していないという状況で、推測ではございますが、そういった内容をこの説明会で説明されるのではないかとといった形で把握しているところでございます。

また、家屋調査につきましては、今、北品川にございます立坑から西側、シールドマシンが進む方向に、順次、家屋調査を進めていくということは聞いてございます。また、西品川地区におかれましては、家屋調査のお願いというか、建物の中または外といったことを調査していただけるかどうかといった形の、はがきを入れたビラというのをポスティングしているということは聞いてございます。特に、そういったことに対して、J R東海、または区にも、何か大きい反響があるということではなく、適宜適切に進んでいるということは聞いてございます。

○のだて委員

家屋調査のほうは、実際にもう入ったところもあるということですか。実際にどこまで進んでいるのかというところを伺いたい。

○中道まちづくり立体化担当課長

J R東海から、まだ建物の具体的な調査というよりも、区民に対しての調整というのでしょうか、そういったビラを配って今現在調整中というところで聞いてございます。

○こんの委員長

そのほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

それでは、ここで正副委員長より1点ご案内を致します。

例年10月に、東京都道路整備事業推進大会、通称、道路大会を開催しておりますが、今年の道路大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年度と同様に書面開催となりました。具体的な実施方法等については、また大会事務局からの通知があり次第、ご案内いたします。

なお、本大会は平成28年度より砂防会館別館で開催しており、それ以前と会場が変更となった関係で、参加できる人数が大幅に減り、建設委員全員での参加が困難な状況となっており、委員長と副委員

長のほか、あと1名の委員が参加してまいりました。また、大会当日には、事業把握のための建設委員会は開催せず、直近の委員会の中で、あらかじめ概要の説明を受けることとしております。参考までに申し添えます。

それでは、一旦、その他はこれまでと致します。

以上で、都市環境部が所管する議題が終了いたしました。

理事者の入替えのため、暫時休憩いたします。

○午後3時44分休憩

○午後3時51分再開

○こんの委員長

それでは、ただいまより建設委員会を再開いたします。

これ以降は防災まちづくり部が所管する議題となりますので、よろしく願いいたします。

3 所管事務調査

交通安全対策について

○こんの委員長

次に、予定表の3、所管事務調査を議題に供します。

本日は、前回、7月7日の委員会において決定いたしました所管事務調査項目の、交通安全対策についての調査を行ってまいります。

まず、理事者より資料に基づきご説明をいただき、その後、ご質疑、ご意見等をお願いしたいと思います。

それでは、本件につきまして理事者よりご説明願います。

○川口交通安全担当課長

それでは、私から、所管事務調査の交通安全対策につきまして、ご説明いたします。

初めに、交通事故の概況についてです。資料の左上の表をご覧ください。過去10年間の区内交通事故発生件数の推移でございますが、平成23年の1,227件から減少傾向にあり、平成28年には730件となり、この間で最少となりましたが、平成29年からやや増加に転じて、その後、横ばいの状態が続いております。

次に、自転車、高齢者、子どもが関与する交通事故件数ですが、特徴的なところでは、自転車関与事故が区内事故の発生件数に合わせて減少していたところ、近年では増加の傾向が現れております。

次に、令和2年中の発生状況であります。時間帯別の発生状況では、16時から18時の、いわゆる薄暮時間帯が117件と最も多く、通勤・通学の帰宅時間帯に集中しております。状態別発生状況では、四輪車の事故が減少する一方で、自転車の事故が増えており、年齢層別では65歳以上の高齢者の方々の事故が前年比で増加しております。

次に、第11次品川区交通安全計画についてです。現在の計画進捗状況でございますが、前回の建設委員会においてご報告させていただきました、計画の素案に対するパブリックコメントを現在実施中でございます。今後、資料記載のスケジュールによりまして、引き続き策定を進めてまいります。

次に、交通安全施策の重点を踏まえた、区および関係機関等による具体的な取組のうち、主なものにつきましてご説明させていただきます。

子どもの交通安全の確保では、通学路における児童の安全・安心を確保するため、平成31年に品川区通学路安全・安心プログラムを策定しております。本プログラムに基づき、区内小学校および義務教育学校を3つのグループに分け、それぞれ3年に1回、定期的に、教育委員会・各学校・関係機関合同による安全安心総点検を実施し、通学路の交通安全および防犯の観点から安全確保を図っております。現在まで18校で点検を完了し、令和2年度分までの点検で抽出された箇所数は、合計で73か所で行われました。点検実施状況の写真にございますように、路面標示が劣化した箇所への補修や、その場所が通学路であることを周知する看板の設置などの対策を実施するとともに、生活安全サポート隊によるパトロールなどの強化の対策を実施しております。

また、交通事故の発生しました地点等におきましては、再発防止のための対策を警察等と協議し、安全対策を実施しております。写真は後地の交差点でございますが、こちらにつきましては、昨年度、交差点通過車両の走行速度の低減を図るための、巻き込み部の張り出し・横断歩道の短縮および停止線の前出しによる交差点のコンパクト化を行っております。さらに、路側帯にはカラー舗装を施すとともに、突入防止のボラード等の設置など、歩行者への安全確保にも配慮した整備を行っております。このほかにも、交通安全意識の啓発を図るため、幅広い年齢層や車両種別ごとの対象に応じた講習会やキャンペーン等を実施しております。

次に、資料を1枚おめくりいただきまして、自転車の安全利用についてご説明をさせていただきます。

初めに、自転車事故の発生状況です。全国と東京都および品川区の自転車関与率の数値については表のとおりでございますが、態様別の比較では、全国では、自転車は、乗用車、貨物車に続いて3番目の順位となっておりますが、東京都および品川区では、乗用車に続き2番目の、自転車の態様の数値となっております。また、区内全体の交通事故のうち、自転車に関与した事故は、令和2年末現在43.3%で、都内平均を上回りました。平成28年と比較すると12.1ポイント増加しており、全国での増加率の約4倍となっております。

次に、区で行っている自転車の安全利用に向けた施策についてご説明いたします。区では学校や警察などと連携し、参加型の安全教育に取り組んでおります。スタントマンを活用した自転車交通安全教室や自転車シミュレーターを用いた体験型の自転車交通安全教室などを実施しております。

次に、広報媒体等を活用した交通安全に関する情報発信ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面による交通安全教室等の機会における直接的な広報・啓発の実施が困難となる中、広報しながわや、区公式ツイッターをはじめとしたSNS等により、自転車の安全利用や交通事故発生の注意喚起を図るなどして、新しい生活様式への対応を踏まえた情報発信を行っております。

続きまして、自転車走行空間の整備についてですが、こちらは、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、自転車が走行しやすい空間を連続させ、より安全に回遊できるようネットワーク化した自転車推奨ルートが設定されたことに伴い、大井ふ頭中央海浜公園に自転車道を整備したものでございます。その他、道路事情に応じまして、自転車の走行位置を明示する自転車ナビマーク・ナビラインを設置して、車道上における自転車の安全確保に向けた整備を行っております。

最後に、区民交通傷害保険事業についてです。令和2年4月1日から東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が一部改正され、自転車を利用する際の対人損害賠償保険等への加入が義務化されました。こうした動きに合わせまして、区では広く区民の方々に保険についての周知を行っており、また、区が令和元年度から実施している区民交通傷害保険の加入者は、今年度、3,166人に増加いたしました。また、本年1月に実施しました、区の自転車利用に関するアンケートでは、68%が民間

の保険も含めて加入していると回答し、東京都が行ったアンケートの60.4%を7.6ポイント上回っているところがございます。今後も、事故から区民の生命・財産を守るため、保険の加入が有効なことを幅広く周知してまいります。

終わりに、自転車の安全利用につきましては、区民の方々の関心も高く、自転車を誤って利用すれば、運転する方も、また周囲にいる方も大変な（事態となりかねない）乗り物となりますことから、自転車の安全利用、また交通マナーの向上をはじめとした各種対策を進めてまいりたいと考えております。

○この委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑、ご意見がございましたらご発言願います。

○のだて委員

こういった都市部の中で、品川区内では事故数が減ってきて、最近横ばいになっているという状況ですけれども、やはり生活道路の安全確保ということが必要だと思っています。以前ご説明いただいた交通安全計画の中でも、細街路の事故が増えていっているということで書いてあったと思うのですが、そういったところに自動車が入ってきてしまって事故になってしまうということや、見通しが悪くて自転車の事故などもあるかもしれませんが、そうしたところが、やはり生活道路での安全確保というのが重要であると思いますので、自動車優先から歩行者優先の交通政策に変えていくということが必要だと思うのですが、区の考えを伺いたいと思います。

そして、この間、子どもたちが犠牲になるという事故が、報道が相次いでおります。そうした子どもたちの安全確保、先ほど通学路安全・安心プログラムということでご説明もありましたけれども、そうした対策をしっかりとやっていっていただきたいと思うのですが、これは通学路ということなので、保育園などの移動経路についての安全確保というのはどのようにされているのか、するべきだと思うのですが、そこはいかがでしょうか。伺いたいと思います。

○川口交通安全担当課長

質問を2点いただいたと思います。

まず、1点目の生活道路に対する対策でございますけれども、こちらにつきましては、区内で現在、いわゆるゾーン30といわれている生活道路対策を行っているところです。今までの地域を面として捉えて、その地域に安全な生活道路環境を維持するというところで、これはゾーン30という名称ですが、一般には時速30kmで制限することのみならず、区としまして、その区域内における、いわゆる安全対策、例えばガードレールの設置ですとか、または、その地域がゾーン30であることを示すための周知をする、安全な通行を行っていただくための対策を行っていくところです。引き続き、こちらにつきましては、警察と連携しながら対策を取っていきたいと考えているところがございます。

また、2点目の、未就学児における対策の関係ですけれども、こちらにつきましては令和元年度に、いわゆる滋賀県大津市での未就学の子どもの事故があった関係で、緊急対策を行ったところです。その後、各個別の対策につきましては、それぞれいろいろご要望をいただいているところについては適切に対応しているところがございます。

○のだて委員

未就学児のところでは、要望をもらったところでは対応しているということですが、区として安全対策のチェックというのはやられていないのかどうか。要望があるところだけではなくて、やはりそういった事故があったので、区としても全体を安全対策をしていくということが必要だと思うのですが、

いかがでしょうか。

それと、生活道路の中でゾーン30をやられているということで、実際、今、何か所というのが分からないのですけれども、どの程度、指定されていて、区として効果がどれだけあるという評価をされているのか、伺いたいと思います。

○溝口道路課長

まず、未就学児の、整備の関係でございますので、私からお答えさせていただきます。

まず、令和元年に未就学児、かなりの、品川区全体でいきますと、252園ほどを対象に、全て安全点検を実施したところでございます。そういった中、先ほど交通安全担当課長から話が出たように、様々な、要望箇所または改修が必要な場所といったところが出てきましたので、それにつきましては、令和2年度で全て一旦、完了はしているところでございます。ここはやはり、引き続き安全確保に向けた取組というのは重要になってくると思いますので、まずは保育園とか、そういったところの所管部署との連携も大事だと思いますし、道路点検というのをやっておりますので、そういった中でも、危険なところが見つければ直していく、または路面標示が薄くなってきたものを濃く、もう一回ぬり直す等、計画的にやっていく部分もありますし、その都度、必要なところの対策というのは取っていきたいと思っております。

通学するお子さんだけでなく未就学児についても、安全に移動、またお散歩に行ける、そういった道路空間の確保といったことは、引き続き取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○川口交通安全担当課長

ゾーン30の区内の設置についてのお尋ねでございます。現在、整備が完了しているところにつきましては、区内14地区でございます。また、ゾーン30設置後の効果というのは、具体的に区内の場所ではないのですけれども、一般的に、ゾーン30が設置された場所につきましては非常に効果があって、例えば速度が低減されたことによる、事故発生時の致死率等が下がっているという、国等の検証の結果が出ているところでございます。

○のだて委員

そうすると、ゾーン30については、区内で具体的に、なかなか難しいですけれども、事故がここで、ゾーン30にしたことで減ったなどといったことは、今のところないということなのですか。

○川口交通安全担当課長

具体的にそちらの部分について、警察から情報の提供等を受けているところではございませんけれども、今後そのような形で、効果等については警察等からの情報を聞いてまいりたいと考えております。

○のだて委員

あと、子どもの安全の確保のところ、保育園などがチェックされて、対策は終わっているということで、そうすると、通学路は3年ごとにチェックするということですが、保育園も定期的なチェックというのはされていくのかどうか、いかがでしょう。

○川口交通安全担当課長

こちらにつきましても、今後、保育の部局等と連携しまして、どのような形でそのような対策が取れるかといったことは検討してまいりたいと考えております。

○のだて委員

子どもたちの安全確保に向けて、様々、取組をやっていただきたいと思います。

あと、前回の計画のところでも言いましたけれども、障害者の交通安全も重要だと思いますので、や

はり視覚障害者の方の音響信号機の設置やエスコートゾーン。今回は、戸越三丁目交差点と、具体的なところを言いましたけれども、そこだけでなく、やはり要望のあるところ、必要なところに、ぜひ設置を区としても進めていっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

あと今回、この計画は、パブリックコメントを今やられているということで、今、コメントが何件来ているか、把握されているところがありましたら伺いたいと思います。

○溝口道路課長

まず、視覚障害者の方に対する点字ブロックなど、障害者の方を含めて、誰もがやはり安全に歩ける道路づくりというのは大切なことだと思っております。そういった中、これまで、大井町、旗の台、きちんと整備計画を立てて進めてきたところでございます。今後は、国等でも公表されております、福祉施設に向けてのバリアフリーといったところも取り組んでいこうと考えているところではございますが、いずれにしても、各団体から様々なご要望、ご意見をいただいているところでございます。そういったものをできる限り受けた形で、整備できるところは整備していきたいとは考えているところではございますが、なかなか物理的に設置できないというところもございますので、そういったところは、よく団体ともお話をしながら、ハード整備だけでなくソフトも含めて対応を取れるように、引き続き、整備の促進をしていきたいと考えているところでございます。

○川口交通安全担当課長

現在のパブリックコメントの状況でございますけれども、お一人の方から複数のご意見をいただいている部分もございまして、現在まで19件ほどいただいているところでございます。主に、既にもう素案の中に盛り込まれておりますけれども、自転車の安全利用等に対するご意見等につきましていただいているところでございます。

○このんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○芹澤委員

何点かお伺いしたいのですが、まず、安全講習、自転車のルールの徹底について、イメージ的には、よく小学校などで自転車のルールというか、教えているイメージがあるのですが、今、自動車の免許を取る人がどんどん減ってきて、大人になってからなかなか、車というか、道路交通法のマナーを学ぶ機会というのがどんどんなくなっているように思えて、自治体などで推進していく意義が大きくなってきているように思うのですけれども、中高生や、あとは主婦層など、よく自転車を使う方々に対して、どのようにアプローチをされているのかを教えてください。あと道路の関係で、2枚目の写真などにもありますけれども、大井ふ頭中央海浜公園だと、歩道があって、フェンスがあって、自転車道路があって、車道があってということだと思っておりますけれども、私もよく自転車に乗っていると、気持ち的には、すぐ隣に車道があって、フェンスも何もなくて、結構あれは怖いと思っていて、気持ちとしては、なるべく歩道の中に自転車レーンというのは作れないものなのかなと思うのですけれども、道路の一般的な、例えば山手通りの大崎警察署前などだと、歩道側に自転車レーンみたいなものがあると思うのですけれども、ああいうものと、考えがどういうふうになっているのか教えてください。あと最後にもう一点、自転車レーンがいろいろどんどん整備されてきて、それは自転車に乗る側としてはありがたいのですが、以前もちょっとお話ししたのですけれども、マンホールなどが、まだたまにあって、私はママチャリも乗りますけれども、スポーツバイクみたいなものに乗ると、特にタイヤが細いもので、今日みたいな雨上がりなどだと、基本的にマンホールをよけて走行しないと

いけないのです。もちろん、マンホールを動かすというのは、かなり大変なことだと思うのですが、あれは例えば上下水道などのマンホールなどだと、多分、都の事業なのだろうと思うのですが、あれを移動するとなると、都がやってくれるものか、それとも、区が申請したところで、どうしようもないものなののでしょうか。この3点、お聞かせください。

○川口交通安全担当課長

私からは、中高生に対する交通安全教育関係と、あと、自転車をよく利用される主婦層というお話をいただいたところでございます。こちらにつきましては、中学・高校につきましては、資料の2枚目にご覧いただけますような、例えばいわゆるスケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室等の機会を設けまして、このような実地型の交通安全教室を行っております。また、警察と連携して、管内にある都立高校などにも、今はなかなか、直接的な講習会ができないものですから、自転車の安全利用に関する冊子を配布するなどして教育しているところでございます。また、主婦など、日頃、自転車をお使いになれる方が、自転車の講習の機会に参加していただくこともなかなか難しい部分がありますので、例えばなのですが、2枚目の(4)にありますような、自転車の安全利用のキャンペーンなのですが、こちらにつきましては、単にワンポイント的に自転車の方をお止めする以外にも、例えば自転車の安全利用に関するチラシのようなもので周知する機会、また、それ以外にも、一応、区の施策として、こちらには記載がありませんけれども、このほかにも親子の自転車交通安全教室、例えば小さい子どもを対象とした自転車交通安全教室に合わせて、保護者の方にもご参加いただいて、例えば東品川公園のような場所で、自転車交通安全教室を警察署とタイアップしてやっているというところでございます。

○溝口道路課長

私からは、自動車走行区間についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、自転車走行空間の整備の関係でございます。確かに山手通りの大崎警察付近を見ますと、歩道の中に自転車が通れる部分があって、ですから、歩行者、自転車と、あと車道という形の整理ができています。これにつきましては、やはり一定以上の道路幅員がないと難しいというところがありまして、多分、特に自転車の専用通行帯という形での整備をしているのだと思いますが、幅員を1.5m以上、確保しなければならないという形になっておりますので、それなりに、やはり歩道が広い空間でないと、なかなかあそこまでの整備ができないという実情があります。

また、今回資料にもありますように、自転車道という形の整備になりますと、2mの幅を必要としますので、車が通って、かつ自転車が通ってという、きちんと分けるような形になりますと、かなり広幅員の道路が必要になってきますので、なかなか本来であれば自転車道または自転車専用通行帯という形の整備が、一番、車にとっても歩行者にとっても、さらに自転車を利用される方にとっても、安全に通行できるスペースが確保できるのだと思いますが、なかなか今、現状の道路幅員、特に区道ですと、全域でいきますと、大体、平均幅員が6mぐらいしかないような道路を管理しておりますので、区道を含めて整備が難しい。そういった中で、とりあえず最低でも75cmぐらい、自転車が通れるスペースができれば、ナビマーク・ナビラインというのを整備して、自転車が通行するスペース、または自転車が向かう方向といったものを示しながら、また車の方にも、ここは自転車が通るところだという注意を促しながら、今、やってきているというのが現状でございます。

あと、自転車レーンの中にマンホールなど、確かにいろいろ障害物、滑るものがあったりというのがあるとは思いますが、ただ、マンホールにつきましては、位置が決まっていたり、なかなか簡単に動かせ

るというものではないと思っています。一応、滑りにくい構造にはなっているところではございますが、そういったお話が出たということは、機会を捉えて下水道局等には話をしていきたいと思いますが、やはり必要があつてついているものになりますので、それを動かすというのは、幾ら道路管理者からお願いしても、なかなか簡単にいかないというのは実情としてあるので、より滑りにくい形に、どうすればできるのかというのが1つあるのだと思います。昔に比べれば、大分デザイン的になって、かつ滑りにくいマンホールにはなってきているところではございますが、お話をいただいておりますので、それについては下水道局等にお話をさせていただければと考えているところでございます。

○こんの委員長

ほかに。

○本多委員

すみません。簡潔に1点お聞きします。

65歳以上の高齢者が当事者となる交通事故が増加と書いてあります。40代、50代も数の上では多いのですけれども、やはり高齢者の交通事故が多いということで、計画目標にもありますように、目標を達成していくのに向けまして、高齢者ドライバーのライセンスの自主返納を、直接的には警察のほうだと思うのですけれども、やはりこれは各自治体が積極的に促すということが大切だと思うのです。それで、自主返納というと、どうしても本人の意識になると思うのですが、本人に限らず、高齢者のドライバーの家族が背中を押すような、やはり啓発などが必要ではないのかと思ひまして、警察が、ある程度効果が上がると、それほど積極的にやらなくなったりすると思うので、これは品川区として積極的に啓発していただきたいと思ひます。その1点だけ質問いたします。

○川口交通安全担当課長

いわゆる高齢ドライバーの事故が、平成31年に起きました池袋の事故等を含めまして、いろいろ問題になっているところでございます。確かに、今、運転に自信がなくなった方に関しては、当然、要するに免許の自主返納についても促すような施策をやっているところでございますので、そちらにつきましては、今後、区としてもしっかりと情報発信をしたり、また警察等でも今やっているのが、家族相談会というのがございます。いわゆる高齢ドライバーのご家族のための家族相談会等をやっているというところがありますので、そのような開催情報を収集しまして、品川区からも、このような相談会が実施されているのでということで、ご案内をしてみたいと考えております。

○こんの委員長

ほかに。

○塚本委員

特にいろいろ交通安全対策ということであるわけですが、ここでも言われている、自転車の事故が増加していますというところで、これについてお伺いしたいのですけれども、非常に大きな伸びを、前年比と比べてもされているというところで、この原因です。まず、自転車事故が格段に増えている原因について、コロナの関係で自転車通勤みたいなものが増えたとか、サイクリングの人気の高まりなどということも、交通安全の計画では、背景としてということで挙げられていますけれども、どういう事故が、事故の原因となり得るものというのは、どういう部分があるというのは、ある種の傾向性みたいなもの。やはり、交差点での出会い頭や、夜間に無灯火で運転している方など、そういうものが何かあれば教えていただきたいと思ひます。

○川口交通安全担当課長

自転車事故の増加している原因は非常に、委員ご指摘のとおり、いろいろな多角的な要因はあると思われまます。令和2年になりまして、東京都の平均を上回った中には、当然、コロナ禍においていわゆる密を避けるために自転車の利用が増えたというふうに把握されている部分は確かにございます。また、そのほかにも、自転車事故の発生場所というわけではないのですが、いわゆる道路の幅員別の事故の発生状況というものを、これは自転車に限らず検証しているところなのですけれども、以前はやはり幹線道路などでの事故が多かったのですけれども、今、区内では、幅員が例えば3.5m未満、または5.5m未満の道路での事故が逆に増えている。確かに、委員ご指摘のとおり、裏通り等における事故のほう実際に増えているところはあるのかというところがございます。

また、自転車の関与事故の中で、自転車に乗っている側に法令違反があった数というのが、平成28年のときに116件で、自転車側に違反がなかったものが129件だったのですけれども、令和2年になりまして、これは逆転してしまいまして、自転車側に違反があったものが219件で、自転車側に違反がなかったものは157件ということで、自転車側の方に、乗車されているときというか、いわゆる運転されているときのルール、マナーが守られていないことによる事故が発生してしまっているのではないかと考えられるところでございます。

○塚本委員

ありがとうございました。

そうすると、これはどうやって事故を減らしていくか、皆さんに、安全に自転車に乗っての生活をさせていただくかというところを、これから大事な視点として、政策を打っていかなくてはと思うのですけれども、今のお話を聞くと、やはり裏通りなどということになると、なかなか自転車通行帯を造るとか、信号を造るとか、そういう話ではないのだろうか。

また、自転車側にルール違反があったということで、これはちょっと先ほどの議論とも重なるところがありますけれども、自分として違反を作為的に、違反しているのが分かっているやってしまったという感じだけではなくて、違反のつもりはなくて普通に走っていたみたいな意識が、いろいろな意味で、私などでも、自転車に乗っているときに、何が違反で何が違反ではないかなど、明確には言い切れないところもあったりするので、ある交差点で、歩道があって、信号があって、いろいろな複雑な状況になっていると、どうやって通行するのが一番自転車として正しいのだみたいなことは、ちょっと悩んだりすることもあるので、そういうことを考えると、やはり、そういうことの周知などということ、どうやってこれから皆さんに徹底していくのか。

シェアサイクルなども本当に普及してきているし、これからの区民生活としては、やはり自転車のほうに利用の頻度が上がっていくというのが、多分、流れだと思っていますので、そういった意味では、自転車に快適に安全に乗れるまちということでの、やはり一番大事なのは、皆様、乗る方へルールというものを、まずしっかりと教育というか学習というかということと、乗っていく上でそれをしっかり守っていく意識の啓発というか。そういう意味では、取締りというところとちょっとニュアンスが違うのですけれども、やはり、まちなかで乗っているとき、いろいろ注意されると。そういうのはやはりすごく意味があるのかと思うのですが、そういったことというのは、今、区あるいは警察でどの程度やっているのかということと、また、今後活発にそういうものやっていくということについてはどうなのか、いろいろな課題などというのはあつたりするのかということをお伺いしたいと思います。

○川口交通安全担当課長

自転車を利用される方のルール、マナーに対する周知ということなのですけれども、こちらにつき

ましては、日頃から、以前から、警察と連携して粘り強く、いろいろとやらせていただいているところです。昨年度から我々のほうで力を入れさせていただいているのは、資料の2枚目の(5)にあります、広報媒体等を活用したというところの中に、今回、真ん中のところに、先日、これは7月26日に、午後8時頃なのですが、第一京浜で発生した八ツ山橋の自転車の事故です。これは死亡事故が発生したときに、翌日にはすぐに警察と連携して、八ツ山橋の現場で直接、このチラシを配って、注意喚起を図ったところなのですが、それ以外に、このような区の公式のツイッターで、現在フォロワー数が約2万2,000人ぐらいいらっしゃるのです。ですので、このようなところの情報発信。先ほども説明させていただいたのですが、対面型というか、そういうところのキャンペーンがなかなか困難になる中で、やはりこういう形の情報発信を積極的に行っていきたいというところは考えているところでございます。

また、自転車安全利用キャンペーンというふうに、(4)のところにもありますけれども、警察ですと、そこで実際のルール、マナー違反があった場合については、当然これは単なる啓発だけではなくて指導等も行われていることで、令和2年度中には、このような自転車の安全利用のキャンペーンを11回ほど行いまして、1,830人という、一応、数字的なもの、自転車を止めたり、そういうものをしてはいるということなので、このような街頭のキャンペーンも非常に有効だと思っておりますので、引き続き警察と連携しながら、このような活動を行っていきたいと考えております。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○西本委員

まず、1ページ目にある、後地交差点、整備前・整備後というのがあるのですが、ポールを立てるといのは分かるのですが、逆に、歩くと、歩道のところも、ある程度、確保されてはいつも、結構、ポールというのは邪魔なのです。非常に邪魔だと。それから、自転車も多分、どこを通るかということでは、自転車レーンのところを通るのだと思うんです。そうすると、このポールというのは、有効性は認めるのですが、有効性もありますが、ぶつかったり、いろいろ巻き込まれたりということがあるので、その辺の具合というのは、設置の条件というのは何かあるのでしょうか。

○溝口道路課長

今回、後地の交差点は、事故等の発生を受けた、また、いろいろ、未就学児など通学路にもなっているというところがございますので、そういった中で何を優先して整備していくのかというところの観点が1つありました。そういった中で、やはり歩行者をある程度守っていききたいということと、あと自転車については、もしかすると従前よりは走りにくくなっている部分が出てきているのだと思います。そこは、申し訳ないですが、少し我慢していただいて、交通安全のために、少し徐行していただくとか、車をよけていただくとか、そういったことをしながら、皆さんとともに交通安全を図っていくという形になるのだと思います。

一方で、例えば狭い道路幅員の中で、いろいろ対策を取ってきているところでございますので、一方を立てると、どうしても一方、通行しにくい部分が出てくるのは十分分かってはいるのですが、やはり歩行者の方、そういったもの、一番弱い立場の方を守っていく。そういった形での今回の道路整備というか、改修をさせていただきましたので、なかなか今までどおりに、ずっと自転車が行けたのが、ポールがあることによって行けなくなったという声もいただいているところではございますが、そういった方にはしっかりと、こういった整備の内容等を理解していただいて、ご理解いただいているとい

うところでございます。

○西本委員

分かるのです。対応しているというのは分かるのですが、一応、意見として、逆の効果もあるということ。優先順位はいろいろあるかと思えますので。

あと、これに関連して、自転車レーンを結構、造っていただいているのですが、道路側に設置するときに、よく車が路上駐車をしているのです。そうすると、通れないのです。真っすぐ行けないのです。そうすると、大幅に道路のほうに出ないと走行できないという現状があって、何とかならないかというのが1つあるのです。それに対する対応が何かあるのか。

それと、今、自転車の事故が多いということの話がずっと続いております。その中で、例えばUber Eatsなど、あまりメーカーを言うと、いろいろあるのですが、自転車での配送業というのですか、そういうものがかなり品川区内も走っています。これの安全対策……。やはりこれも交通事故が増えている要因、数に入っているのかどうか分かりませんが、今後多くなってくるのではないかと予測するのですが、それへの対応策が何かあるのかということ。

それで、もう一つ、広報媒体というところに関係するのか、ママチャリなのですが、前々から何回か要望はさせていただいているのですが、ママチャリに乗せっ放しで親御さんが離れるというケースが多いです。これは本当に心配で仕方ないのですが、確かに頑丈には作られてはいるのですが、倒れたらどうするのだろうというのがあって、でも一向に直すという傾向が見えません。買物、スーパーなどに行ったりすると、必ず何人かは、乗せっ放しで買物に行ってしまうという。これは何とかならないのでしょうか。

○川口交通安全担当課長

まず1点目の、例えば自転車のナビラインやナビマークが引かれたところに対する、車道上の駐車車両です。こちらにつきましては、警察で日頃から取締りをしているところではあるのですが、さらに、そのような場所で駐車しないようにという広報、周知等につきましては、引き続き、区としてもやってまいりたいと考えております。

また、2つ目の、いわゆる宅配業者の自転車。こちらにつきましては、いろいろと課題があるというところを承知しております。というのは、例えば具体的に、品川区内に事業所があって、そこから配達する、特定の、いわゆるインターネットでアルバイト登録をしてやるという、なかなか難しいところがあるというところで、今、警視庁では、その運営会社の責任者を警視庁本部に招致しまして、安全教育等も実施しているというところがございます。区として、では何ができるのかというのは、先ほどもありましたように、実際にそのような活動をする時間帯、そのようなところで、自転車の街頭のキャンペーン等をやって、そういう方々に、やはり注意喚起をしっかりと図っていくことが必要なのではないのかと考えております。

また、自転車の、保護者の方がお子さんを乗せたままでということで、今お話しいただきましたけれども、こちらにつきましては、交通安全というよりも、本当に子どもの安全確保の部分だと思えますので、そちらにつきましては、ヘルメットの幼児の着用のことと併せて周知をしてまいりたいと考えております。

○西本委員

ママチャリについては、(5)「広報媒体等を活用した」というところにぜひ取り入れていただいて、周知徹底をとにかくしていただきたいと思えます。確かに頑丈にはできているのでしょうけれども、や

はり頑丈だからこそ怖いんです。事故などはないのでしょうか。あまり騒いでいないということは、あまり事故がないのかと思うのですけれども、それでもやはり啓発は必要だと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、もう一つ最後に車椅子なのです。警備をしている方から、ちょっと薄暗くなったときに、車椅子で、道路を利用するといいますか、横断するにしても、非常に分かりづらいということなのです。これはもしかしたら所管が違ってしまふかもしれないのですけれども、車椅子の方々の安全確保という視点も必要なかと思ひます。その方が言っていたのは、自転車だったら電気をつけないといけないじゃないですか。あれと同じように、車椅子も、何か目安になるようなもの、光るようなものがないと、走行している車が見えないというのです。それで、見ているととても怖いという意見もあるのです。なので、車椅子に何か細工するのか。もしくは交通安全上、何か注意する方法、手だてはあるのか。あまり私も車椅子というのは頭になかったのですけれども、あと、夜もそんなに歩かないだろうという思ひもあつたのですが、意外と、薄暗くなったときに非常に危険だという指摘を受けましたので、何か手だてみたいなのがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○川口交通安全担当課長

車椅子の方につきましては、道路交通法上、歩行者に定義されていますので、例えば具体的に車椅子に対して、何か灯火類をつけなさいなどという規定はないのです。ただ、今、委員がご指摘のとおり、夜間、そのような利用をしたときに危ないということなので、例えば反射材をつけていただきますとか、そのような形をしていただくということが必要なかと思ひます。その辺の周知の方法をどうするかにつきましては、交通安全とはまた別に、そういうのはやはり障害者担当の部局などとまた連携を図つて、何かそういう広報啓発など、周知できないかということを検討していきたいと思ひております。

○西本委員

ありがとうございます。車椅子は所管がまたがってしまうかという思ひがあつたので、あまり強く言えないと思ひてはいたのですけれども、ただ、自転車とのすれ違いも非常に危ないのです。暗いと、よく見えない。それで、実際、低いので、なかなか見つけにくいという状況があるので、そこは反射板とか、電気をつけるなど、そういうのができるかと思ひているので、これはまた、いろいろところで要望させていただきたいと思ひております。ありがとうございます。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○大沢副委員長

さっきのママチャリの件で、周知徹底するという、課長からお話しいただいたのですけれども、周知の徹底などという甘ったるいことでは減らないですよ。ママチャリは、ご覧になってお分かりのように、重いし、電動アシストでもついていれば自転車ではないですよ。さっき、周知徹底などと、周知などという甘ったるいことを言っているのは減らないと思うのだけど、そこをどういうふうにお考えになりますか。

○川口交通安全担当課長

今、電動アシスト自転車と、委員からもご指摘をいただいたところでございます。確かに、電動アシスト自転車は、一方では当然、補助機能がございまして、危ないような状況もございまして、また、お母様方に日頃から、そのような形で周知するとお話をさせていただいたのですけれども、やはり具体的に、例えばこのような事故が発生したりしているなどということで、強く、その辺のところは周知し

ていきたいと考えております。

○大沢副委員長

周知の中で、お母さんたちは余裕がないのですよ。だから周りが見えていないので、時間帯を見ればお分かりになるように、10時から12時だったり、16時から、まさにお迎えの時間だったり、送っていく時間だったり、こんな時間なのです。だから、いいのだけど、メンタルの部分も確かにあるので、品川区はそれが多いか少ないのか分からない。これは東京都のあれだから。だけど、これは社会問題で、ママチャリを歩道で飛ばされた日には、やはり歩行者、高齢者の人も、それこそさっき西本委員もおっしゃった車椅子も危ない。だから、周知では、そんな生ぬるいことを言っていたのでは、この問題は解決しないと思うし、一番悪いのはこういう自転車を作った企業側なのです。作っただけで、あと知らないなどと、こんなふざけたことはない。だから、そのところは、やはり指導方していかないと、この問題は済まないと思うのですけれども、もう一回お願いします。

○川口交通安全担当課長

指導の徹底等につきましては、いろいろと日頃、行っているところなのですけれども、さらに、いろいろな関係団体等も今お話をいただいているところですので、どのような形で、利用していただける方に安全に使っていただけるかというところを検討はしていきたいと思っております。また、当然、いわゆる生活に余裕がないというようなお話もいただいている中で、そのような方々にも、しっかりと指導できるような形を検討してまいりたいと考えております。

○大沢副委員長

生活に余裕がないなどと、そんな失礼なことは私は言っていない。気持ちに余裕がないのではないかと。送り迎えに間に合うように、子どもたちを間に合うように連れていかなければいけない。間に合うように迎えに行かなければいけない。その余裕のない中でお母さん方はやっているから、その辺でも、ちょっと余裕を持って行くような、先ほど言っていた、指導ができないのだったら周知するような、何か言葉か何かあるのではないのですかという話なので、生活に余裕がないなど、今の日本国ではあり得ませんから、だから、そのところは今、訂正していただきたいと思っております。

○川口交通安全担当課長

失礼いたしました。質問の趣旨は、確かに時間的な余裕がないという部分、私は理解しているところだったので、言葉足らずで申し訳ございませんでした。

ですので、今お話を受けます中で、やはりその方々の生活スタイルに合わせたところで、どういうタイミングなりで、そのような形を指導していけるのかというところは検討したいと思っております。そういうお母様方の生活スタイルなりを見て、例えば保育園側にも要請していただいて、安全利用に関するリーフレットの配布を依頼するなど、警察とも連携して、どのような機会を設けて安全教育等を行えるのかということも、併せて検討していきたいと思っております。

○大沢副委員長

それと、もう一つですけれども、高齢者の方、交通事故の概況の年代層、高齢者が増えているというけれども、これは増えるよね。なぜかという、人口のボリューム増が多いのだから。それをもって、全体的な人数と、割合のパーセンテージで論ずるのなら分かるけれども、ただ単に人数だけ出しているのでは、これは数字のマジックと捉えられてもしょうがないのだけど、どう思いますか。

○川口交通安全担当課長

そちら、今回の資料につきましては、確かに件数のみを表記させていただいた。確かに今ご指摘のと

おり、全体的な高齢者の人口も区内は当然増えておりますので、そのような形になってしまうのですが、やはり人口推計と高齢者の関与率なのですが、一応、品川区の現在の（第11次品川区交通安全計画の）素案にも書かせていただいているのですが、非常に順位も高くなっているというところがありますので、ここの部分につきましては、引き続き、しっかりと、高齢者の方に指導はやはりやっていかなければならないという認識ではおります。

○大沢副委員長

2番のところ、今度、第11次交通安全計画というところもありますので、今お話ししたお母様たちの若年層、そして高齢者の両立で考えていただきながら、第11次の計画について当たっていただきたいと思います。

以上です。答弁は要らないです。

○こんの委員長

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

4 その他

○こんの委員長

次に、予定表4、その他を改めて議題に供します。

そのほかで何かございますでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、委員長の私から皆様に1点ご報告申し上げます。

本日開催されました委員長会において協議いたしまして、今年度の行政視察については、新型コロナウイルスの感染が拡大し、依然として収束の見通しが立たないことから、昨年度と同様に、全委員会一律で行わないことになりましたので、ご報告いたします。感染拡大防止の観点での判断ということですので、何とぞご理解いただければと思います。

本件について何か確認されたいことなどはございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。特にないようですので、本年度の行政視察は中止とする旨、ご確認いただいたものとし、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後4時45分閉会